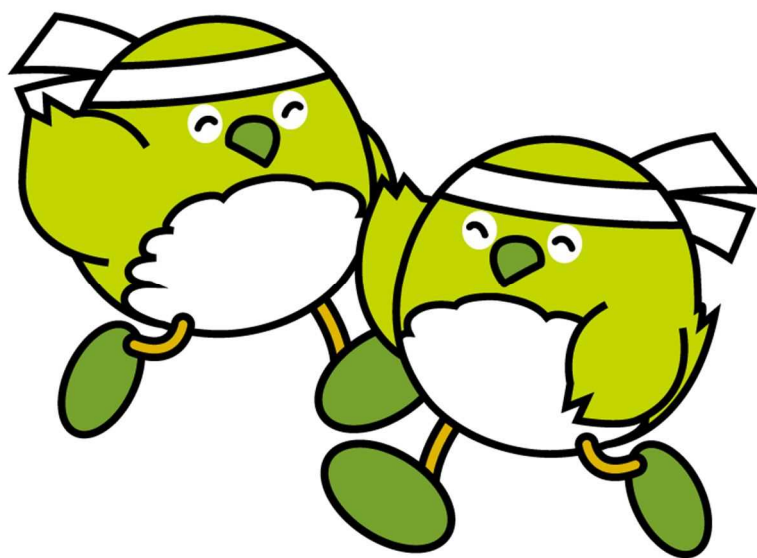


大分県
就学前後の切れ目ない支援体制
構築のためのガイドライン



大 分 県

発行にあたって

本県では、「子育て満足度日本一」の実現を県政の最重点目標に掲げ、地域の宝である子どもが健やかに生まれ育つことができる“温かい社会”を目指し、妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援に取り組んでいます。

例えば、発達障がいや被虐待などの子どもとご家族を支援できる「保育コーディネーター」を本県独自に養成したり、子どもの発達に関する相談にワンストップで対応するための「子どもの発達支援コンシェルジュ」を配置したりしています。

また、本県独自の地域母子保健・育児支援システムである「ヘルシースタートおおいた」の取組など、妊娠期から就学前までの医療・保健・福祉・教育による連携の仕組みを構築してきたところです。

一方、国においては、本年4月1日に「こども家庭庁」が創設され、就学前のすべての子どもの育ちの保障など、子ども・子育て支援政策に関する司令塔機能を担うほか、併せて、こども基本法（令和4年法律第77号）も施行され、「こどもまんなか社会」の実現を目指して、すべての子どもの健やかな成長のため、誰一人取り残されることない支援が充実していくことになります。

こうしたなか、本県でも、さらなる支援の充実に向け、母子保健・児童福祉から教育へと関わりの主体が移る小学校就学前後におけるスムーズな情報連携を図ることを目的に、独自に「就学前後における切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」を策定しました。

策定にあたっては、これまで県内各地で展開されてきた好事例を参考にしながら、子ども・子育て支援に関わる多くの関係者にご活用いただけるよう、検討会を立ち上げ、1年近く議論を重ねてきました。

今後、市町村や関係機関において、支援体制の充実に向け、本ガイドラインをご活用いただけると幸いです。

結びに、本ガイドラインを作成するにあたり、貴重なご意見や資料をお寄せいただいた検討会委員をはじめ、オブザーバー、研修会講師並びに調査などにご協力いただきました日田市及び津久見市の皆様に厚くお礼を申し上げます。



令和5年3月

大分県知事 広瀬 勝貞

目 次

1. ガイドラインの趣旨	
(1) 策定の背景	1
(2) 策定の目的	2
(3) 対象とする子ども	2
(4) 活用方法	3
2. 切れ目ない支援体制構築に向けて ～6つのポイント～	
(1) 顔の見える関係性の構築	7
(2) 支援・連携に関わる地域の人材	11
(3) 支援・連携に関わる各関係機関の取組	15
①乳幼児健診等を通じた連携	15
②保育所等への訪問	16
③特別支援連携協議会	16
④自立支援協議会	16
⑤幼保小の架け橋プログラム	17
⑥特別支援学校のセンター的機能による巡回相談	18
⑦就学時の健康診断	18
⑧就学支援委員会	18
⑨卒園後の連携	19
⑩児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業等との連携	20
⑪放課後児童クラブとの連携	20
⑫要保護児童対策地域協議会	20
(4) 情報連携のためのツール	22
①保育所等に通う子ども	22
ア. 要録	22
イ. レーダーチャート	23
②障がいの診断を受けている子ども・支援を受けている子ども	24
ア. 相談支援ファイル	24

イ. 個別の支援計画・個別の教育支援計画	24
ウ. 個別の指導計画	26
エ. 障害児支援利用計画	28
オ. リハビリテーション実施計画書	28
③未就園児	28
(5) 対象者（児）・保護者支援のあり方	30
①支援にあたってのポイント	30
ア. 日常的な関係づくり	30
イ. 相談時の対応	30
②支援にあたっての参考	31
ア. 保護者から相談を受けた際の対応について	31
イ. 気になる子どもや保護者へのアプローチについて	31
ウ. 発達障がいのある母親の子育てに関する研究	32
エ. 情報連携の事例（子どもの様子の伝え方）	34
オ. 情報連携の事例（個別の配慮の伝え方）	35
カ. 環境整備の事例	35
(6) 個人情報への配慮	36
①第三者へ情報提供できる例及び留意事項	36
ア. 保育所保育指針に基づく場合	36
イ. 「放課後児童クラブガイドラインについて」に基づく場合	36
ウ. 児童虐待の防止等に関する法律に基づく場合	36
②個人情報の取扱いにかかる法的整理	37

3. 参考資料

(1) 切れ目ない支援に向けた母子保健・児童福祉・教育における取組	
①ライフステージにそった切れ目ない支援にむけた各機関の取組	41
②利用者支援事業【こども未来課】	42
③ヘルシースタートおおいた【こども未来課】	44
④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）【こども未来課】	45

⑤家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）【こども未来課】	46
⑥地域子育て支援拠点【こども未来課】	50
⑦乳幼児健康診査（1歳6か月児、3歳児）【こども未来課】	52
⑧発達相談、乳幼児精密健康診査【こども未来課】	52
⑨5歳児健診【障害福祉課】	53
⑩障がい児等地域療育等支援【障害福祉課】	54
⑪保育コーディネーター【こども未来課】	55
⑫保育・指導要録【こども未来課】	56
⑬幼保小の連携推進協議会【こども未来課】	60
⑭架け橋期のプログラム【義務教育課】	63
⑮就学前から小学校入学までの流れ【特別支援教育課】	65
⑯特別支援連携協議会【特別支援教育課】	66
⑰個別の教育支援計画、個別の指導計画【特別支援教育課】	67
⑱特別支援学校のセンター的機能による巡回相談【特別支援教育課】	68
⑲放課後児童クラブの概要【こども未来課】	69
⑳スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW） 【学校安全・安心支援課】	72
㉑相談支援ファイル【特別支援教育課・障害福祉課】	73
㉒子どもの発達支援コンシェルジュ【障害福祉課】	74
㉓大分県自立支援協議会【障害福祉課】	75
㉔要保護児童対策地域協議会【こども・家庭支援課】	76
(2) 事例検討用シート	77

4. 策定体制・経過

(1) 就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン検討会委員名簿	81
(2) 就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン策定の経過	82
(3) こどもに対する切れ目ない支援のための研修会	83

1. ガイドラインの趣旨

(1) 策定の背景

国においては、令和5年4月1日から「こども家庭庁」が創設され、年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現することとしている。また、併せて、「こども基本法」が施行されるが、同法では「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」等を基本理念とした上で、地方公共団体の努力義務として、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関及び地域における子どもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保が定められている。

一方、本県では、ペリネイタル・ビジット事業¹やヘルシースタートおおいた推進事業²の取組を通して、妊娠期から就学前までの支援に必要な情報共有など、医療・保健・福祉・教育による連携の仕組みは構築されている。

また、発達障がい³の診断を受けている子どもや、一定の支援につながっている子ども等については、例えば、保護者の希望により配布される相談支援ファイル⁴等を活用して情報連携を実施している。そのほか、要保護児童⁴や要

¹ ペリネイタル・ビジット事業…出生前後の小児保健指導。産科医の紹介で妊産婦が出産前から産後早期に小児科医を訪れ、小児科医から子育てや子どもの病気、予防接種などの保健指導を受ける事業。本県では平成13(2001)年のモデル事業を契機に開始し、市町村や県医師会、産婦人科医会、小児科医会の連携のもと、令和4年度以降、全市町村で事業化している。

² ヘルシースタートおおいた推進事業…すべての子どもが健やかな出生を迎えられるように、妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等のライフステージごとに、母子が受けられる医療や保健福祉サービス等を体系的に整理し、全ての妊婦について、母子健康手帳交付の時点から、各ステージにおいて、誰が何を「みる」(情報収集と観察)のか、支援が必要な母親を関係機関やサービスにどう「つなぐ」(情報提供と連携)のかを明らかにすることにより、医療・保健・福祉・教育の連携による「地域母子保健・育児支援システム」を構築しようとする取組。参考資料は44ページ。

³ 相談支援ファイル…子どもの障がいや発達に関する総合的な評価、各種の相談・支援の内容とそれによる効果、子どもや保護者のニーズ等を記録するもの。参考資料は73ページ。

⁴ 要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童。

支援児童⁵等については、要保護児童対策地域協議会⁶において、関係者間で綿密な連携に基づく支援を実施している。

一方、**発達障がい等の診断は受けていないものの、発達が気になる子どもや家庭環境が気になる子どもについては、情報連携の体制が市町村によって様々であり、特に、小学校就学前後においては、関わりの主体が母子保健・児童福祉等から教育へと移行する場面でもあるため、支援が途切れてしまう場合がある。**

(2) 策定の目的

発達が気になる子どもや家庭環境が気になる子どもなどを含め、**すべての子どもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築に資するよう、本ガイドラインを策定する。**

また、地域によって、子ども・子育て支援に関する専門人材・福祉サービス等の社会資源や各支援機関・関係者間の連携体制（会議・事業など）などは異なるため、それぞれの実情を踏まえ、**各市町村における体制を議論・構築していただくための参考として策定するものである。**

(3) 対象とする子ども

明確な発達障がいとは言えないが発達の偏りがある子どもや、保護者の養育を支援することが特に必要と考えられる子ども（以下「支援が必要な子ども」という。）を定義することは困難であり、支援が必要な子どもの情報を取りこぼさずに、丁寧に支援・連携につなげるため、本ガイドラインは、「**すべての子ども**」を対象とする。

⁵ 要支援児童…保護者の養育を支援することが特に認められる児童。

⁶ 要保護児童対策地域協議会…保護者のない子ども及び保護者に監護させることが不相当であると認められる子ども（要保護児童）や保護者の養育を支援する事が特に必要と認められる子ども（要支援児童）とその保護者などを早期に発見し、適切な保護や支援を図るために関係機関が必要な情報を共有するとともに、支援内容の協議や役割分担の調整を行うため、市町村ごとに設置している。毎月、全てのケースの進行管理を行う実務者会議や適時開催する個別ケース検討会議などを開催している。参考資料は 76 ページ。

(4) 活用方法

子どもの年齢や家庭環境等、個々の状況により、関係する支援機関は異なるが、いずれの機関が関わるにせよ、**各機関・関係者に共通認識として持っていただきたい基本的な情報や考え方を示すもの**であり、**すべての関係者が各支援機関の役割や情報連携の手法等の理解を深め、就学前後の切れ目ない支援体制構築に活用していただきたい。**

また、**各市町村での体制を議論・構築する際の参考資料として活用していただきたい。**

なお、本ガイドラインは、以下のような方に活用してもらうことを想定している。対象とする子どもや保護者を中心に、必要な支援を切れ目なく提供できるよう、各機関が連携を図ることが必要である【図1】。

- ・ 県、市町村（母子保健、児童福祉、障がい福祉、教育委員会等）の職員
- ・ 小学校⁷の教職員
- ・ 保育者等⁸や保育コーディネーター⁹
- ・ 地域子育て支援拠点¹⁰の子育て支援員・拠点スタッフ
- ・ 利用者支援事業¹¹の利用者支援専門員
- ・ ホームスタート¹²のビジターやオーガナイザー

⁷ 小学校…義務教育学校の前期課程を含む。

⁸ 保育者等…保育所、認定こども園、幼稚園などの幼児教育・保育施設の保育士、保育教諭、幼稚園教諭を指す。

⁹ 保育コーディネーター…保育所、認定こども園や幼稚園において、特別な支援を必要とする子ども（発達障がい、被虐待等）や家庭に対して、園内で中心となって支援に取り組み、必要に応じて関係機関と連携する保育士等のこと。大分県独自の取組として、平成26（2014）年に養成研修を開始。参考資料は55ページ。

¹⁰ 地域子育て支援拠点…子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供するため、市町村が公共施設や保育所、児童館など地域の身近な施設に設置している。参考資料は50～51ページ。

¹¹ 利用者支援事業…子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援等を行う事業。参考資料は42～43ページ。

¹² ホームスタート…妊婦や未就学児がいる家庭に、研修を受けた子育て経験のあるボランティアが、週に1回訪問して傾聴と協働（一緒に家事や育児）を実施する。参考資料は46～49ページ。

- ・児童発達支援関係の療育機関（児童発達支援センター¹³、児童発達支援事業所¹⁴、放課後等デイサービス¹⁵等）や相談支援事業所¹⁶の職員
- ・児童養護施設¹⁷の職員
- ・児童家庭支援センター¹⁸の職員
- ・子どもの発達支援コンシェルジュ¹⁹
- ・小学校のスクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）²⁰
- ・特別支援教育コーディネーター（特別支援学校）
- ・放課後児童クラブの放課後児童支援員
- ・民生委員・児童委員
- ・子ども食堂の運営者やスタッフ
- ・産婦人科医、新生児科医、小児科医

¹³ 児童発達支援センター…就学前の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その家族に対する支援を行うだけでなく、地域の中核的な療育支援施設として障がい児を預かる施設等への援助・助言を併せて行う。

¹⁴ 児童発達支援事業所…就学前の児童に対して、身近な地域で専ら日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その家族に対する支援を行う。

¹⁵ 放課後等デイサービス…就学している子どもを対象に、授業の終了後や休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。

¹⁶ 相談支援事業所…療育機関等の障害福祉サービスを利用するにあたって必要となる利用計画を保護者からの依頼を受けて作成し、サービス等の利用状況のモニタリングも行う。

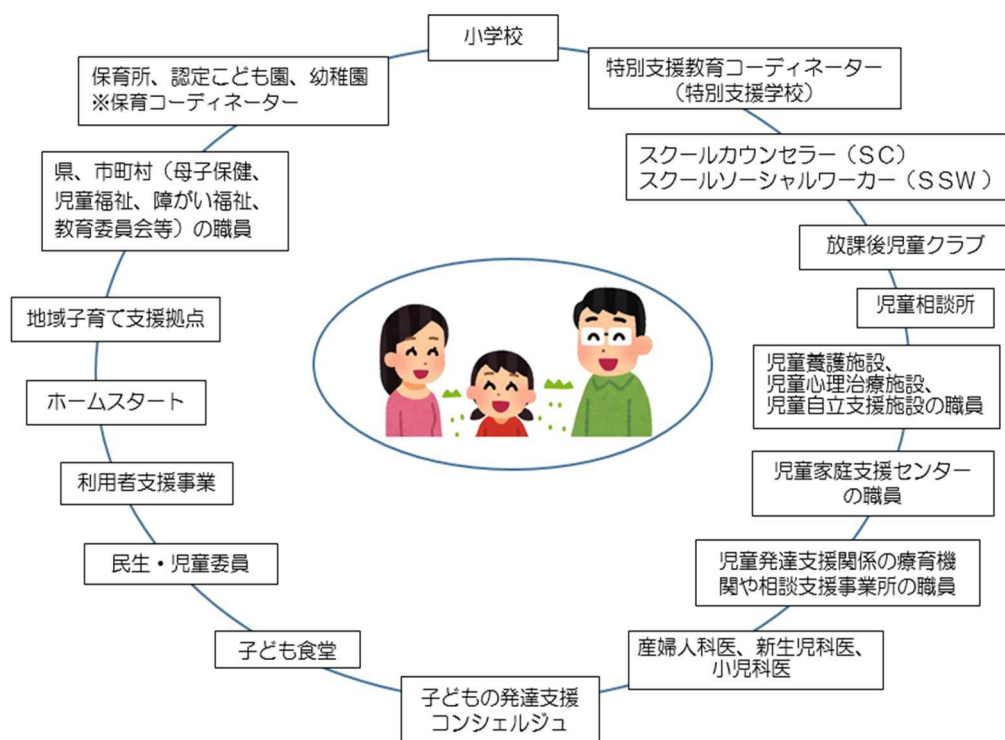
¹⁷ 児童養護施設…保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童の入所施設。

¹⁸ 児童家庭支援センター…地域において児童の福祉に関する様々な問題について、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行う施設。

¹⁹ 子どもの発達支援コンシェルジュ…子どもの発達に関して、各圏域で当事者やその家族からの相談対応及び児の状況に応じた支援機関との受入調整を行う。参考資料は 74 ページ。

²⁰ スクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）…参考資料は 72 ページ。

図 1 支援に関わる機関のイメージ



2. 切れ目ない支援体制構築に向けて ～6つのポイント～

就学前後の切れ目ない支援体制を構築するにあたっては、支援が必要な子どもに対して、**支援者同士が協働して支援するという共通認識のもと**、地域で適切に支援をつないでいくことが必要である。

また、**支援を必要とする子どもや家庭の中には、複数の問題を抱えている場合もあることから、子どもを中心に置いて、多職種の関係者が協働して支えることが重要**である。

なお、地域によって、社会資源や人材などが異なるため、地域性を踏まえたさらなる体制の充実が望まれる。

例えば、中津市では、井上小児科医院名誉理事長・井上登生氏（本ガイドライン検討会委員）を中心に、日頃から母子保健・児童福祉・教育などの関係者が、事例検討等を通じて、顔の見える関係性を構築し、切れ目ない支援を実践している。井上氏は、「**連携するうえでは、『顔の見える関係』『(互いの)機能・事業を知る』『当事者にとって、つなぐ意味を認識・共有する』ことが重要**」と述べている。

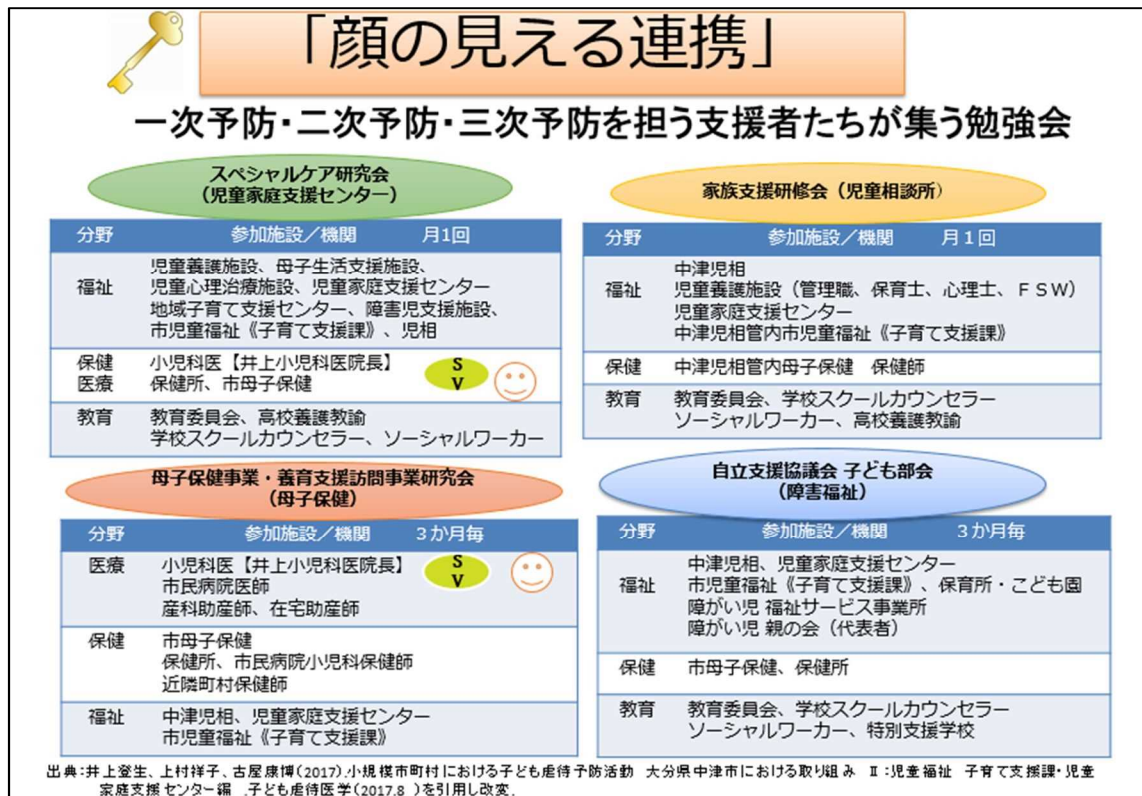
以下、ポイントごとに分けて、具体的に記載する。

(1) 顔の見える関係性の構築

地域で就学前後の切れ目ない支援体制を構築するにあたっては、事例検討会などの各種会議や研修会などを通じて顔の見える関係性を構築していくことが有効である。

中津市では、一次予防・二次予防・三次予防²¹を担う母子保健や児童福祉にかかる支援者向けの勉強会を定期的に行き、医療・保健・福祉・教育の各関係者やスーパーバーザー（S V）として井上氏が参加し、事例検討や課題提起、講義などを通して、顔の見える連携を構築するとともに、関係者が支援の目線合わせを行っている【図2】。

図2 中津市の取組



支援するうえでは、支援者自身も困りを抱えることが少なくない。そこで、進行中のケースを中心とした事例検討会等の開催により、そうした支援者の困りを共有し、関係機関と協議することで、関係機関の考え方を学ぶことができ、支援の対象となる子どもと家庭をどう支援していくか、支援に関する目線

²¹ 一次予防・二次予防・三次予防…一次予防は問題が起こる前の対応や支援、二次予防は早期発見と早期対応、三次予防は再発防止のことを指す。

合わせも可能となる。

関係機関相互の関わりをより円滑にするためには、一方的に情報を求めるのではなく、互いに支援状況やその結果などを共有することも重要である。関わりをフィードバックすることは各々の支援の振り返りとなり、次の支援にもつながる。

なお、事例検討会等で使用する事例検討用シート²²の例を【図3～5】(大分大学福祉健康科学部 准教授 飯田法子氏作成)を示す。

また、事例検討会等の進め方は様々であるが、一例としてインシデントプロセス法²³を【図6】に示す。

事例検討は、外部の関係機関との検討だけでなく、所属内部における、支援対象者の共通理解や対応策の検討にも有効である。

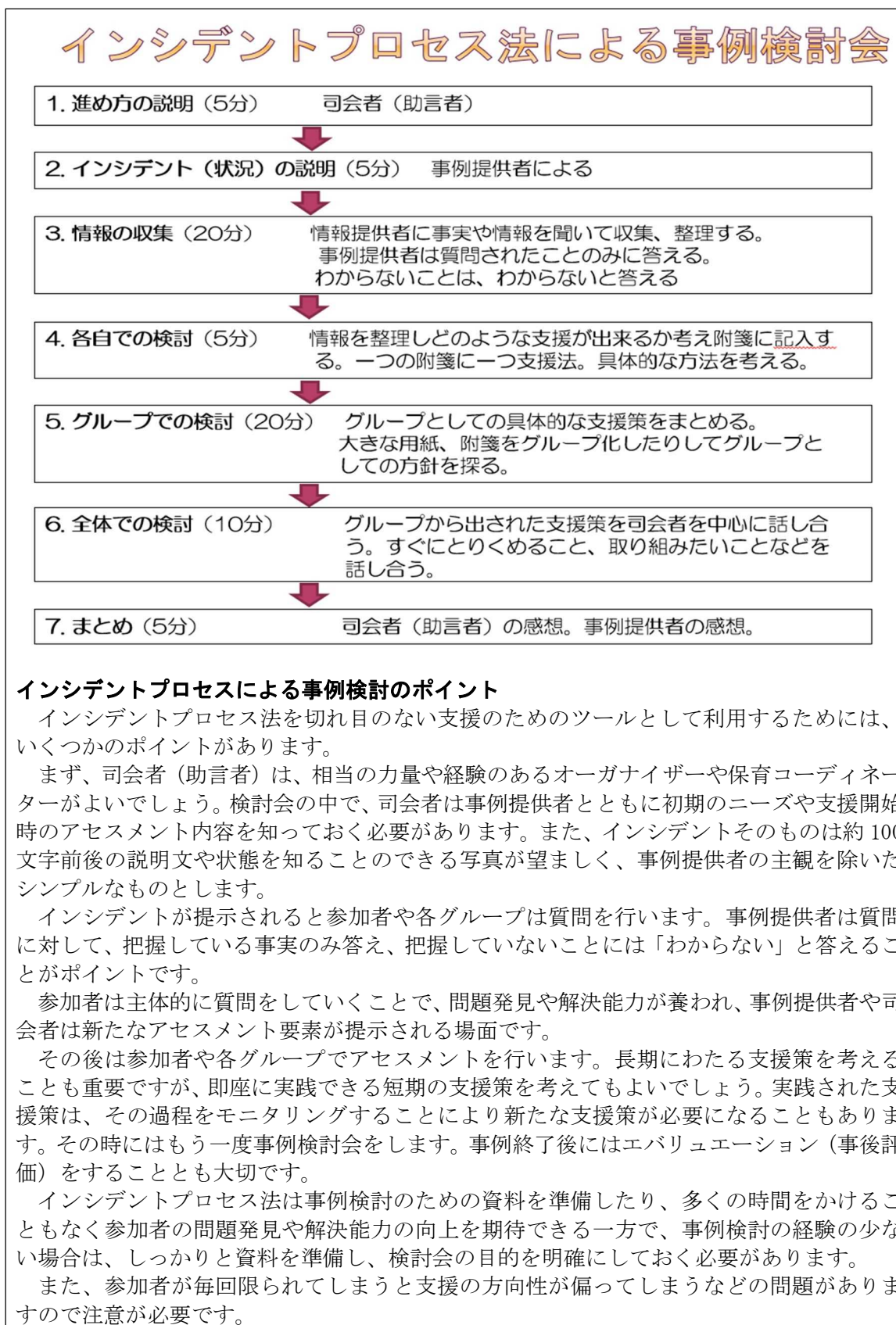
図3 事例検討の様式例

事例検討用シート			記入者名:	NO.
対象児のプロフィール	・対象児(頭文字)児 ・性別 ・年齢 ・診断名・手帳の有無・ これまでの相談歴・検査結果 ・子どもの性格・行動特徴・発達の状況、家庭環境・学校や施設・園の環境 ・これまでの支援で課題であると思われる点(園内環境、家庭環境、他機関協働の状況)		ジェノグラムとエコマップ	
	今回検討したい具体的な子どもや保護者の様子	担任・同僚・施設(学校・園)全体の対応	地域や他機関における支援状況	アセスメント

²² 事例検討用シート…参考資料の81～84ページにも掲載。

²³ インシデントプロセス法…マサチューセッツ工科大学のピコーズ教授が提唱した事例研究方法の一つ。保育コーディネーター養成研修やホームスタートの事例検討会で用いられている手法。

図6 インシデントプロセス法



(2) 支援・連携に関わる地域の人材

就学前後の切れ目ない支援や連携に関わる人材について、関係機関が相互にその役割を理解することが重要である。そのため、子ども・子育て支援に携わる主な人材について、【表1】に例示した。

表1 支援・連携に関わる地域の人材(例)

名称	所属先	支援対象および支援内容	所管
利用者支援専門員 【参考資料P42～43】	市町村（保健センター等）	保護者等から子育てに関する相談や心配ごと、子どもの発育や発達に関する悩みなどについて相談があった場合に、相談者が抱える悩みを解決するために相談内容に応じた情報提供や適切な機関等へのつなぎにより、継続的に見守りを行う。	各市町村の子育て支援所管部署
ホームスタート事業のビジター、オーガナイザー 【参考資料P46～49】	地域のホームスタート取組団体	妊婦や未就学児のいるひきこもりがちな「気になる家庭」に、研修を受けた地域の子育て経験者（ビジター）が週に1回訪問し「傾聴」と家事や育児を一緒にする「協働」をボランティア活動で行う。	各市町村の子育て支援所管部署
子育て支援員・拠点スタッフ 【参考資料P50～51】	地域子育て支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 	市町村の子育て支援所管部署
保育コーディネーター 【参考資料P55】	保育所、幼稚園、認定こども園	保育所や認定こども園、幼稚園において、特別な支援を必要とする子ども（発達障がい・被虐待児等）や家庭に対して、園内で中心となって支援を行い、必要に応じて専門機関につなげる（大分県独自の取組）。	県教育委員会幼児教育センター、県こども未来課
放課後児童支援員 【参考資料P69～71】	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している6年生までの児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	各市町村の子育て支援所管部署
スクールカウンセラー（SC） 【参考資料P72】	公立の小・中学校、高校、教育委員会、教育事務所	児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的な知識、経験を有し、児童生徒の問題行動等の早期発見や緊急時の対応、不安や悩みを抱える児童生徒等の相談等を受ける。	市町村教育委員会
スクールソーシャルワーカー（SSW） 【参考資料P72】	公立の小・中学校、高校、教育委員会、教育事務所	児童生徒が置かれた様々な環境の問題（貧困、虐待等）に対し、社会福祉的な観点から支援を行い、関係機関と連携・協力して課題解決を図る。	市町村教育委員会

名称	所属先	支援対象および支援内容	所管
子どもの発達支援コンシェルジュ 【参考資料P74】	児童発達支援センター、障害者相談支援事業所	相談支援：保護者や医療、保健、保育、教育関係者から子どもの発達や福祉サービスの利用等について様々な相談を受け、適切な支援を検討し、関係機関につなげる。 訪問支援：保育所、幼稚園、学校、事業所等を訪問して子どもの状況を把握し、支援の方法について一緒に検討する。	県障害福祉課
発達障がい者支援専門員(SV)	大分県発達障がい者支援センター E C O A L (イコール)	発達障がいに関する適切な相談・支援方法など専門的な知識を有するスーパーバイザーを、保育所や事業所等へ派遣し、専門的な知見に基づくアドバイスを行う。	県障害福祉課
ペアレントメンター	大分県発達障がい者支援センター E C O A L (イコール)	発達障がいの子どもの育てた経験のある親であるペアレントメンターを各地域の親の会等へ派遣し、その育児経験を活かし、診断を受けて間もない親などに対して、傾聴や相談を行う。	県障害福祉課
特別支援教育コーディネーター(特別支援学校)	県立特別支援学校	保護者及び校内外の関係者や関係機関との連絡・調整の窓口として、また、地域における特別支援教育に関する「センター的機能」の役割を果たす。	特別支援教育課
相談支援専門員	相談支援事業所	障がいのある子どもや家族の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、障害福祉サービスの利用に必要な計画(障害児支援利用計画)の作成を行う。	県障害福祉課
市町村教育委員会の特別支援に関わる就学担当	市町村教育委員会	発達や就学に関する支援の相談に応じる。	市町村教育委員会

就学前後の子どもや家庭について、支援者の「気付き」を切れ目ない支援につなげるためには、**誰が誰に情報をつないでいくかを関係者が確実に理解し、責任をもってつなぐことが重要**である。

支援の対象となる子どもの所属先や利用場所によって、支援の必要性などに気付く主体は異なる。そのため、【表2】に支援の対象となる子どもの主な区分ごとに、支援の必要性などに気付く主な支援関係者を「気付きの主体」とし、適切な支援に向けたキーパーソンとして「つなぎ先」を記載した。

特に、就学後の小学校等においては、速やかに子どもが利用、所属していた施設等と連携を図り、子どもや家庭の様子を共有しながら、支援内容や支援上の留意点を確認する場を設けることが求められる。その際、関係者相互の支援状況をフィードバックし、双方向で情報交換できる体制を整えることが重要である。

また、複数の課題を抱える場合は多様な機関で関わることも想定されるが、支援者一人ひとりが気付きの視点を持つことが重要である。

表2 対象別の「気付きの主体」と適切な支援に向けた「つなぎ先」

対象となる子ども	気付きの主体	つなぎ先
保育所、認定こども園、幼稚園等の園児	保育コーディネーター【有】 ・担任→保育コーディネーター ・保育コーディネーター	市町村の母子保健所 管課 小学校（就学に向けて）
	保育コーディネーター【無】 ・担任→主任または園長等 ・主任または園長等	
地域子育て支援拠点の利用児	子育て支援員・拠点スタッフ	市町村の母子保健所 管課、児童福祉所管 課など関係課
利用者支援事業の利用児	利用者支援専門員	
ホームスタートの利用児	ホームスタートのビジター→オーガナイザー	
児童発達支援センター、相談支援事業所等の利用児	施設職員	
医療的ケア児（在宅）	相談支援事業所、訪問看護師、医療機関など	
就学前の在宅の未就園児	民生委員・児童委員や地域住民など	スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、特別支援教育コーディネーター
就学児（小学生など）	担任教諭、養護教諭	
放課後児童クラブ利用児	放課後児童支援員	小学校、市町村の児童福祉所管課など

切れ目ない支援体制を構築するためには、上記のような様々な人材が相互に連携することが重要であるが、一方で、**地域の子ども・子育てを一体的に支援し、牽引するような核となる人材がいることが望ましい。**

令和6年4月に施行予定の児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「改正児童福祉法」という。）により、今後、各市町村で、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター²⁴」の設置が進められることとなるが、同センターの

²⁴ こども家庭センター…現在、市町村には、家庭等への相談や支援を行う機関として、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設置が進められているが、両者の設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、センター長や統括支援員を

統括支援員のような立場の人材が、切れ目ない支援体制の核となることが考えられる。

センターはもとより、各関係機関の支援者自身のスキルアップも欠かせない。

そのため、それぞれの専門性を高めるための研修や関係者が一堂に会して行う研修などに工夫して取り組むことも必要である。

配置し、保健師や子ども家庭支援員等と適切に連携・協力しながら、一体的な支援の提供を行う機関として位置づけられるもの。

(3) 支援・連携に関わる各関係機関の取組

就学前後の切れ目ない支援や連携に関わる関係機関が、相互にその役割を理解することが重要である。

以下に、主な取組を示している。これらの場を活用して関係機関と連携に努めていただきたい。

① 乳幼児健診等を通じた連携

各市町村の母子保健所管課では、発達の特徴を把握し、状態に応じ必要な支援につなぐため、出生後から乳児家庭全戸訪問事業²⁵や、4か月児健診、7か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診など乳幼児を対象にした健診²⁶を実施している。また、5歳児健診や5歳児相談会²⁷を実施している市町村もある。

これらの乳幼児健診等は、連続的で継続的な関わりを通して、子どもの発育・発達・養育環境等を把握できる重要な機会となっている。

健診にあたって、市町村の保健師と子どもや子育て家庭が利用する施設や事業実施機関（保育所等²⁸、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、ホームスタート、ファミリーサポート²⁹、一時預かり³⁰等）との間で、子どもや家庭の様子を事前に共有することで、健診時により適切な指導や支援を行うことが可能

²⁵ 乳児家庭全戸訪問事業…生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、必要な支援を行うもの。「こんにちは赤ちゃん事業」ともいわれる。参考資料は45ページ。

²⁶ 乳幼児健康診査…市町村は、1歳6か月児と3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の月齢・年齢の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。参考資料は52ページ。

²⁷ 5歳児健診等…日常生活上での基本的な習慣がほとんど自立する5歳の時期に、発達障がいの専門医を派遣するなどし、障がいの早期の気付きと支援につなげるもの。本県では、(社福)別府発達医療センターに委託して市町村に専門医の派遣を実施している。

²⁸ 保育所等…保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育、認可外保育施設を指す。

²⁹ ファミリーサポート…乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互に助け合う活動。ファミリー・サポート・センター事業。

³⁰ 一時預かり…急な用事や短期のパートタイム就労のほか、リフレッシュしたいときなどに、保育所などの施設や地域子育て支援拠点などで子どもを預かるもの。

となる。

また、支援が必要な子どもに対して早期の支援を行うために、地域の保育コーディネーターや臨床心理士が乳幼児健診等に同席し、子どもの状況を確認している例もある。

加えて、出産・子育て応援交付金事業による出産・子育て応援ギフト³¹の支給と併せて、**妊娠届出時から、全ての妊婦・子育て世帯に寄り添う伴走型相談支援³²**が行われる予定であり、出産前後の支援がさらに充実されることとなる。

② 保育所等への訪問

就学時の健康診断や特別支援教育コーディネーターによる巡回相談³³の前などに、小学校教諭や市町村教育委員会等の担当職員、保健師が保育所等に訪問し、子どもの様子について情報共有することで、子どもの特性の把握につながり、学校側での支援体制を検討する際の情報ともなり有効である。

③ 特別支援連携協議会³⁴

医療・保健・福祉・教育分野等が参画のもと、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童生徒に対する教育支援体制の整備について協議し、一体的な連携を検討する。

④ 自立支援協議会³⁵

県及び各市町村が設置している協議会であり、福祉・医療・教育・雇用等の関係機関、障がい者等により構成され、障がい児・者等への支援の体制の

³¹ 出産・子育て応援ギフト…国の令和4年度第2次補正で成立した新たな経済的支援。妊娠届出時（5万円相当）と出産届出時（5万円相当）に出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援（計10万円相当）を行うもの。市町村が伴走型相談支援と一体的に実施する。

³² 伴走型相談支援…妊娠届出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間に、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につながるもの。市町村が経済的支援（10万円相当）と一体的に実施する。

³³ 特別支援教育コーディネーターによる巡回相談…本ガイドラインの18ページ、⑥を参照。

³⁴ 特別支援連携協議会…参考資料は66ページ。

³⁵ 自立支援協議会…参考資料は75ページ。

整備について協議している。また、協議会の中に障がい児の専門部会を設置している市町村もある。

⑤ 幼保小の架け橋プログラム³⁶

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、全ての子どもが質の高い教育を受けられるよう、幼児教育の質的向上とともに、小学校への円滑な接続を図り、接続期の教育の充実を図っていくことが必要である。

これまで、国では、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針の整合性を確保するとともに、小学校との接続期の連携の手掛かりとして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を策定するなど、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校（以下「幼保小」という。）の連携の推進を図ってきた。しかし、実践の多くが行事の交流等にとどまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成・実施が行われていないなどの点も指摘されている。

「**幼保小の架け橋プログラム**」は、**幼保小の子どもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、5歳児～小学校1年生の2年間（＝架け橋期）にふさわしい学びの実現を図り、全ての子どもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すプログラム**であり、架け橋期に求められる教育の内容等を改めて可視化したものである。幼保小においては、一人一人の多様性や0歳から18歳の学びの連続性に配慮しつつ、教育内容や指導方法を工夫することが重要である。

幼保小における教育課程編成・指導計画の作成にあたっては、各地域で**幼保小が協働して**開発する架け橋期のカリキュラムを踏まえるとともに、幼児期の遊びを通じた学びが小学校の学習にどのようにつながっているかについて、幼保小の先生が子どもの姿の事例を通して「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手がかりに具体的に対話すること等が重要になる。そして、**幼保小が一緒に振り返って評価し、改善・発展させていく。**

「社会に開かれたカリキュラム」や「全ての子どものウェルビーイングを保障するカリキュラム」の実現のため、今後、本県では、「幼小接続地区別合同研修会」等でも、本ガイドラインの説明を行う等、本ガイドラインと一体的に取組を推進していく予定である。

³⁶ 幼保小の架け橋プログラム…参考資料は63～64ページ。

⑥ 特別支援学校のセンター的機能による巡回相談³⁷

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが巡回相談員として、地区の保育所等や小・中学校等の教員に対し、巡回して相談を行う。

巡回相談員は、要請に応じて学校を訪問し、以下の内容について指導・助言等を行う。

- ・教育課程作成に関する事項
- ・指導計画作成に関する事項
- ・教材・教具の活用や開発に関する事項
- ・指導方法に関する事項
- ・指導形態に関する事項
- ・評価に関する事項
- ・個別の指導計画作成に関する事項
- ・個別の教育支援計画作成に関する事項
- ・学校内における支援体制に関する事項
- ・家庭との連携に関する事項
- ・関係機関（専門家）等との連携に関する事項
- ・心理検査に関する事項

等

⑦ 就学時の健康診断

市町村教育委員会が学齢簿を作成し、入学通知を行う就学事務の一環として行う。

小学校への初めての就学にあたって、就学時健康診断の結果を受けて、子どもの特性等に応じた就学の間などの相談、情報提供を行う。

⑧ 就学支援委員会

市町村教育委員会は、就学先の決定にあたっては、教育学・医学・心理学等の専門家で構成される就学支援委員会（名称は各市町村で異なる）の意見を聴取する。また、本人の障がいの状態等や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、最終的には市町村教育委員会が就学先を決定する。その際、特に**市町村教育委員会は保護者との信頼関係**

³⁷ 特別支援学校のセンター的機能による巡回相談…参考資料は 68 ページ。

に基づいた十分な説明を行い、保護者との合意形成を図りながら、就学先を決定していくことが求められる。

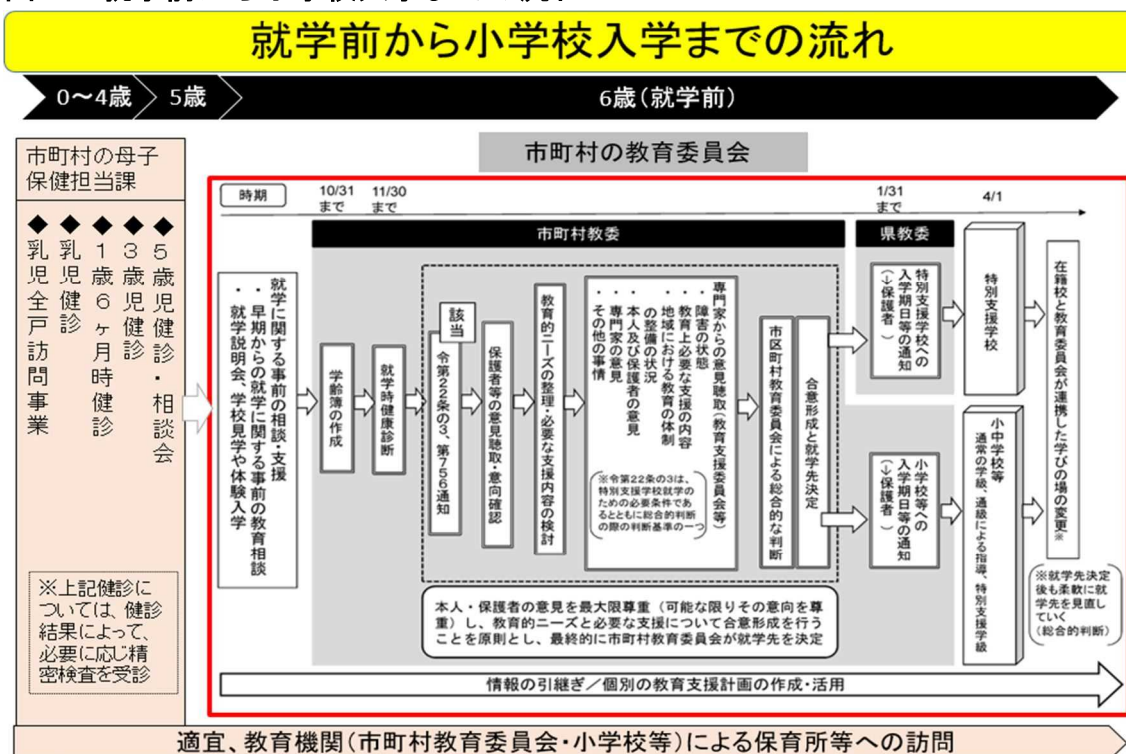
なお、参考として、障がいのある子どもの就学支援に向けた流れ（就学前年度）を【図7】に示す。

障がいのある子どもについては、教育委員会が行う教育相談に早期から相談することが必要である。

学校見学や体験入学などがあるほか、市町村教育委員会・小学校等による保育所等への訪問も行っているため、支援者間で情報共有を図りその子どもにとって必要と考える支援を行うよう努める。

なお、支援員等の配置は最終的には市町村教育委員会の判断による。

図7 就学前から小学校入学までの流れ



※ [] は、令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」P.374より引用

⑨ 卒園後の連携

卒園後も保育所等と小学校が相互に情報共有を行うことで、連携が深まり、保育所等での関わり方を伝えるなど、より丁寧な引継ぎの機会ともなる。

さらに、就学後の様子や環境を知ることは、保育所等の側も小学校が求めている情報などを確認でき、その後の連携もよりスムーズに行われることが期待

される。

⑩ 児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所との連携

事業所での様子について、子どもが通う保育所等や小学校等と共有することは、双方にとって、子どもの理解が深まり、特性などを踏まえた切れ目ない支援につなげていくためにも重要である。

個別支援計画、サービス利用担当者会議などを通じて、子どもの様子について情報共有することで、子どもの強み・弱みや目標の把握につながり、保育所等や小学校等での支援を検討する際の参考ともなり有効である。

⑪ 放課後児童クラブとの連携

就学後に放課後児童クラブを利用する場合、子どもが通う**小学校と放課後児童クラブ**において、**子どもの様子について共有することは、双方にとって、子どもの理解を深めるために重要**である。

このため、学校運営協議会や、各市町村で整備されている地域学校協働本部（「協育」ネットワーク）において、放課後児童クラブの参画を促進するなど、学校関係者等と放課後児童クラブとの連携を強化することが求められている。

また、特に新1年生の場合は、入学前の4月の春休みから利用が始まることがあるため、特に支援が必要な子どもについては、子どもの特性などを踏まえた切れ目ない支援につなげていくためにも、**利用前に保育所等と情報交換を行う場を設けることも有効**である。

⑫ 要保護児童対策地域協議会

保護者のない子ども及び要保護児童や要支援児童とその保護者などを早期に発見し、適切な保護や支援を図るために関係機関が必要な情報を共有するとともに、支援内容の協議や役割分担の調整を行うため、市町村ごとに設置している。毎月、全てのケースの進行管理を行う実務者会議や適時開催する個別ケース検討会議などを開催している。

就学前後は、見守りなどの支援を行う関係機関が代わるため、より丁寧な情報連携と役割分担の確認を行い、対応に遺漏のないよう留意する必要がある。なお、津久見市では、市教育委員会が主催する「地域児童生徒支援情報交換会」により、情報共有・支援体制づくりが行われており、適宜、要保護児童対策地域協議会とも連携している。

＜参考事例＞津久見市「地域児童生徒支援情報交換会」

主催：津久見市教育委員会学校教育課

構成メンバー：地域児童生徒支援コーディネーター、SC、SSW、教育支援センター指導員、学校教育課担当指導主事、社会福祉課子育て支援班主任、家庭児童相談員、母子父子自立支援員

＜内容＞

不登校や発達等の特性、家庭の状況など学校等から挙げてきた子どもの様子や家庭の様子などを情報共有して、困りを抱える子どもへの支援のあり方などを関係機関で検討する。ケースによっては要保護児童対策協議会と連携し、情報共有・支援体制づくりを行う。

子どもや家庭を中心に、様々な立場の関係者が連携することによって、情報を共有しやすく、その豊富な情報を基に、お互いが補いあうことで、1人に負担がかかることなく役割分担をしながら支援を継続できる。

(4) 情報連携のためのツール

情報連携のツール（手段）として、対象別に例を示す。

① 保育所等に通う子ども

ア. 要録

支援が必要な子どもを含めて、すべての子どもの情報を小学校につなぐためのツールとしては、「要録」³⁸（保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録、幼保連携型認定こども園園児指導要録）があり、保育所等に通うすべての子どもについて作成し、進学先の校長に送付することとなっている。

特に最終年度の記入にあたっては、小学校等における児童の指導に活かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して、幼児に育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちつつある姿を分かりやすく記入するようになっている。

保育所等の現場からは「子どもの様子（幼児の発達の様子）を文字のみで記入するので、記入者の表現方法により、伝わり方に差が出る」といった声がある。

小学校では、保育所等から送付された要録の内容から一人一人の子どもが、どのように保育所等で過ごしてきたか、また、その子の良さや可能性などを受け止めて、1年生を担当する教師が、その子に対する適切な指導を行うための参考としているが、一方で、小学校の現場からは「文字ばかりの情報であるため、入学時点でクラス全員分の子どもの様子を十分に把握することは困難」などの声もある。

³⁸ 要録…参考資料は 56～59 ページ。

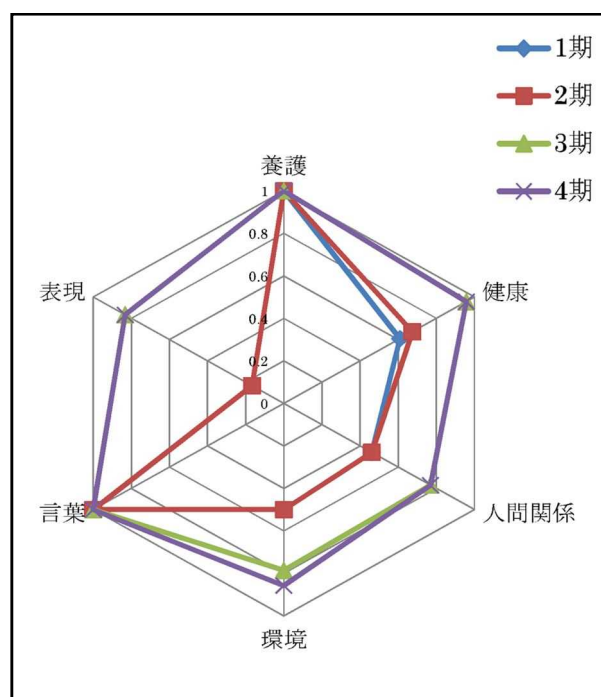
図8 レーダーチャート（イメージ）

イ. レーダーチャート

このようななか、一部自治体においては、要録のうち、保育に関する記録をレーダーチャート³⁹化し、小学校に引き継ぐ取組が実践されている。

レーダーチャートは、子どもの発達の状況や保育経過を4半期ごとに記録する「児童票」⁴⁰に記載する内容が【図8】のように、自動的にチャート化されるものである。

具体的には、1～5歳の年齢別に「養護」⁴¹と「5領域」（健康・人間関係・環境・言葉・表現）⁴²の育ちを、107項目に分けて3段階で評価したものが図式化されることによって、**子どもの発達特性や成長の変化が「見える化」され、支援の必要性や養育環境の課題などが把握しやすくなる。**



臼杵市では、認定こども園等の一部で、小学校へ要録を送付する際に、レーダーチャートを添付しており、学校現場からは、「数値化されており、わかりやすく客観的」、「一目で子どもの状況がわかり、それから気になった点を文章で確認している」、「経年比較が容易」といった評価する声がある。

一方、「園ごとに評価の基準値が異なるのではないか」という声もあった。

³⁹ レーダーチャート…大分県保育連合会が作成している「児童票」を基に作成するレーダーチャートを指す。

⁴⁰ 児童票…保育園に在籍する子ども一人ひとりの日々の保育を記録する書類。

⁴¹ 養護…保育所保育指針において、「保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。」とされている。

⁴² 5領域…保育所保育指針、幼稚園教育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育指針では、子どもの総合的な心身の発達のために目指す「ねらい」と「内容」を、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境と、関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」の5つにまとめ、示している。

② 障がいの診断を受けている子ども・支援を受けている子ども

障がいの診断を受けている子どもや支援を受けている子どもについては、情報連携のためのツールが数多く存在する。以下にその例を示す。

ア. 相談支援ファイル

相談支援ファイルは、**診断の有無に限らず、保護者の希望により所持するもの**であり、配布は市町村教育委員会が行っている。対象となる子どもの発育や発達特性、受診や療育にかかる情報等について記載するものである。

就労までの様子が記載できるため、**ライフステージの変化により関わりの主体が異なっても、一貫した継続的な支援を行うのに役立つもの**である。保護者だけでなく、必要に応じて、支援者も情報を記載するなど、保護者と支援者の共通のツールとして活用するとよい。

イ. 個別の支援計画・個別の教育支援計画

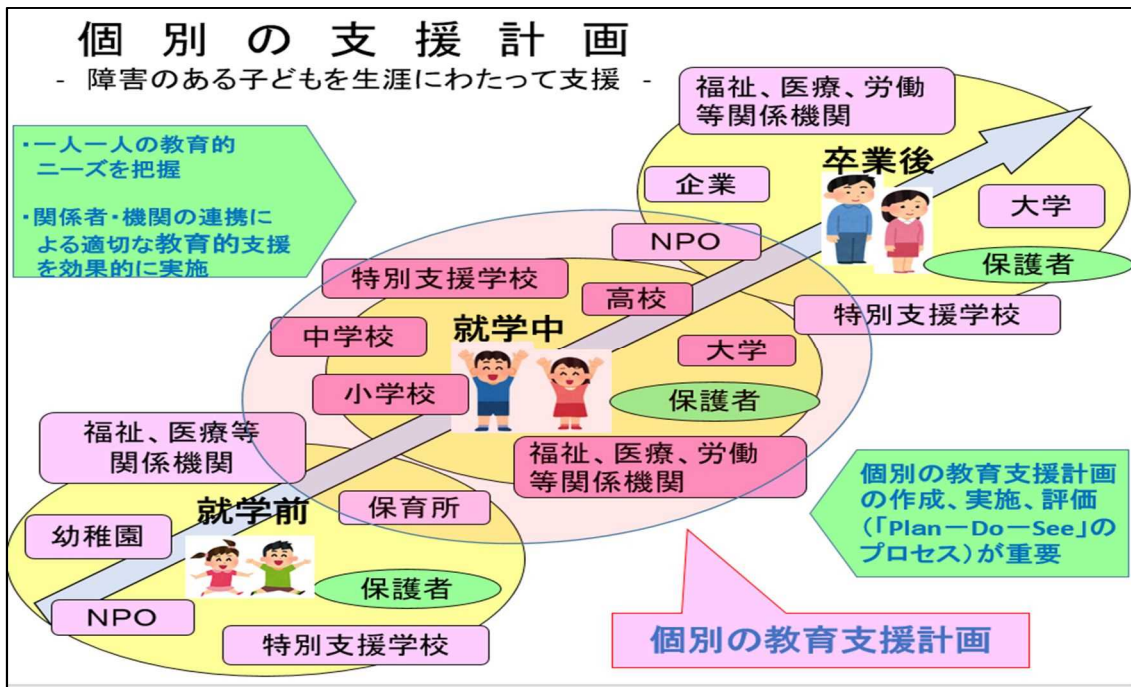
個別の支援計画とは、**乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して、障がいのある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画**である。その内容としては、障がいのある子どものニーズ、支援の目標や内容、支援を行う者や機関の役割分担、支援の内容や効果の評価方法などが考えられる。

この「個別の支援計画」を、学校や教育委員会の**教育機関が中心となって策定する場合には、「個別の教育支援計画」⁴³**と呼んでいる。つまり、「**個別の教育支援計画**」は「**個別の支援計画**」に含まれるものである（【図9】参照）。

現在、全ての特別支援学校で「個別の教育支援計画」を策定している。

⁴³ 個別の教育支援計画…策定状況は参考資料の 67 ページ。

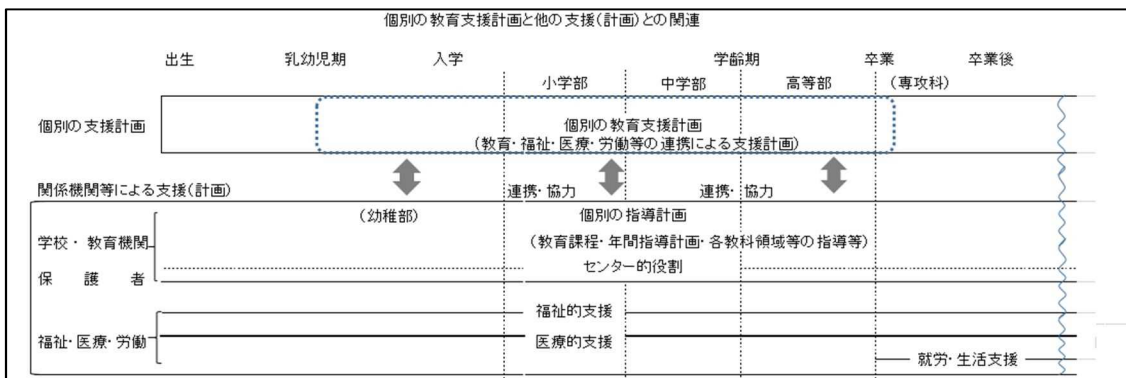
図9 個別の支援計画と個別の教育支援計画



(独立行政法人国立特殊教育総合研究所『「個別の教育支援計画」の策定に関する実際的検討』17頁(平成18年)を参考に作成)

また、特別支援教育の推進により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等においても策定が進んでいる。ライフステージを通じた一貫した相談支援となるよう医療、保健、福祉、労働等においても「個別の支援計画」を策定することが期待される(【図10】参照)。

図10 個別の教育支援計画と他の支援(計画)との関連



(全国特殊学校長会『地域・家庭・学校のためのよくわかる「個別の教育支援計画」Q&A—保護者の質問に答えて—』19頁(平成17年)を参考に作成)

<参考>「個別の教育支援計画」の記載内容

【対象範囲】

障がいのある幼児や児童生徒で、特別な教育的支援が必要な者。

※幼稚園から特別支援学校の高等部、高等学校段階までの者を中心に考える。

【内容】

- ・特別な教育的ニーズの内容
- ・適切な教育的支援の目標と内容

※医療、福祉等教育以外の分野からの支援が必要となる場合はその旨を併せて記述する。

【作成・点検のプロセス】

学級担任や学校内及び他機関との連絡調整役となるコーディネーター的役割を有する者が中心となって、以下の手順で具体的な内容を確定する。

- ・障がいのある児童生徒の実態把握
- ・実態に即した指導目標の設定
- ・具体的な教育的支援内容の明確化
- ・評価

【計画作成のための組織体制・システムの整備】

○各市町村の役割

地域内の医療、福祉、教育、労働等関係機関の役割が有機的に実施されるように全体的なコーディネートをを行う役割を有しており、関係部署内の連携・調整を行う組織の設置等適切なシステムの構築を図る必要がある。

○計画の引継の体制

対象児童生徒の進学や転学等に際し、計画の作成担当機関が変更となる場合には、引き続き適切な教育が一貫して行われるように、引継のシステムの構築を図る必要がある。

○医療、福祉、労働等との連携

教育以外の分野との連携が円滑に行われるよう関係機関同士での日常的な連携が重要であり、計画作成担当機関における特別支援教育コーディネーター及び関係機関の協力部署及び担当者の明確化を図るなど地域内での連携システムを構築する。

ウ. 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために、保育所等や学校で作成されるものである。教育課程を具体化し、障がいのある児童など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確

にして、きめ細やかに指導するために作成するものである。

個別の指導計画⁴⁴は、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童に対しては、全員について作成することとされている。また、通常の学級に在籍し障がいのある児童などの指導については、作成し活用に努めることとされている。同様に、保育所等においても、作成し活用することに努めるものとされている。

個別の指導計画には、以下のような内容が盛り込まれる。

(特別支援学級の場合)

- 各教科、各教科等合わせた指導などの教科名
- 長期目標（年間目標）
- 短期目標
- 単元（題材）ごとの時間数
- 具体的な指導・支援の内容・方法（手立て及び合理的配慮）
- 評価
- 次年度への引き継ぎ事項

(通常の学級の場合)

- 表出している困り（本人・周囲・指導上）とその原因の解釈
- 指導の目標
- 具体的な指導・支援の内容・方法（手立て及び合理的配慮）
- 評価
- 次年度への引き継ぎ事項

ただし、様式・記載内容については、国や県が定めた様式はない。原則として、児童などの特性に応じた支援を記入しやすい様式など、各学校で定めてよいこととなっている。

なお、各市町村によっては例を示している場合がある。保育所等と小学校など、指導の連携を円滑に行うために、地域で様式についての一貫性を持たせることが望ましい。

作成にあたっては、県が示している「個別の指導計画作成・活用マニュアル」を参考にしていきたい。

「個別の指導計画作成・活用マニュアル」

<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/manyuaru.html>

⁴⁴ 個別の指導計画…策定状況は参考資料の 67 ページ。

エ. 障害児支援利用計画

療育機関（児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス等）の通所の障害福祉サービスを利用するにあたって必要となる計画である。

依頼を受けた相談支援事業所が本人や家族の意向を踏まえて、目標や方針、利用するサービスを組み合わせ、役割分担等を記載するものであり、家族や支援者など多様な機関が作成に関わる中で相互理解も深まり、一貫した支援を提供できる。

オ. リハビリテーション実施計画書

訪問又は通所リハビリテーションサービスを利用するにあたって必要となる計画である。

医師がリハビリを指示する際に、その目的や方法などについてリハビリスタッフと作成し、本人や家族へ説明するためのものであり、本人の健康状態や心身の状態を把握することができる。本人の同意のもと関係者へ情報提供を行うことで、利用者のよりよい生活を支援することができる。

③ 未就園児

3歳以上の子どもの9割以上が保育所等に通う中、**施設やサービスにつながない未就園児**が一定程度存在している。0～2歳児も含め、**的確な把握・支援を行い、就学につなげることが必要**である。

就学前のすべての子どもの情報を把握している者は、**市町村の母子保健所管課の保健師**であり、キーパーソンとなる人材である。未就園の理由は、障がいや医療的ケア児、低所得家庭、外国にルーツがある子どもなど様々であるため、アウトリーチも含め個別の状況把握に努めながら、市町村の児童福祉所管課等関係各課や関係機関と連携を図ることが重要である。

関係機関としては、子どもが利用している各種サービスの従事者、例えば、利用者支援事業、ホームスタート、児童発達支援センター、地域子育て支援拠点、子ども食堂などが挙げられるほか、何もサービスにつながない場合は、民生委員・児童委員や地域住民からの情報も貴重である。

しかしながら、これらの各関係者が把握する情報は限られるので、**市町村の**

母子保健、児童福祉所管課等は、関係機関との会議の場等を通じ、子どもや家庭の状況を相互に共有し、理解を深め、必要な支援につなげていくことが重要である。

また、未就園児は、要録のような法令等に基づき小学校に引き継ぐ書類や個別の支援計画なども存在しないが、利用者支援事業を活用している場合は、支援台帳や相談記録を用いて情報連携する方法も考えられる。

さらに、こども家庭センターでは、支援が必要な子ども・妊産婦等に対するサポートプランの作成を行うこととなっており、当該プランに基づき、確実に支援につなげることが求められる。

また、改正児童福祉法では、市町村は、保育所等や地域子育て支援拠点等を、こども家庭センターを補完する「地域子育て相談機関」として整備し、身近で気軽に相談できる接点として充実させることとしており、未就園児の支援の入口としても期待される。

(5) 対象者（児）・保護者支援のあり方

支援にあたっては、**早期に子どもの行動特性を把握したうえで支援を行うことが、子どもの発達にとって重要**である。また、子どもの状況に応じた適切な支援を行うためには、**保護者の理解が重要**であることから**保護者支援も不可欠**である。

一方、**支援者の気付きと対応力の向上に向けた研鑽は不可欠**であるとともに、地域の多様な人材（専門職種や地域の関係者（機関）等）が協働し、対象者の状況に応じた適切で重層的な支援を行うことが望ましい。

①支援にあたってのポイント

支援にあたってのポイントを、日常的な関係づくりと相談時の対応の観点から以下に記載する。

ア. 日常的な関係づくり

- ・**保育所等に通う子どもについては**、当該施設の職員が、**定期的な保護者面談**を行うなかで、日々の連絡帳、送迎時での顔を合わせたやりとりを丁寧に行う。
- ・**未就園児については**、利用者支援事業や子育て支援拠点等の身近な場所で把握できる場合は、**利用者支援専門員等が相談を受け、情報提供、助言等必要な支援**を行う。
- ・保護者から子どもの発達の相談を受けた際に、市の相談会の情報などをタイムリーに適切に伝える。

イ. 相談時の対応

- ・困りを抱えた保護者に対しては、就学に際して、それまで**保護者と関係性を築いてきた者（保健師等）も同席**したうえで、保護者と学校等との相談の場を設けるようにする。
- ・時間をかけて**保護者との関係性を築き、子どもについての気になる点を伝えていく**。併せて、関係する他機関（保健師等）に対しても、支援の経過等や**保護者との関係性について共有**することで、関係者によって異なることを言われることによる**保護者の不安感、不信感を招かない**ようにする。
- ・支援にあたっては、保護者に寄り添い、尊重し円滑なコミュニケーションに

努める。

②支援にあたっての参考

ア. 保護者から相談を受けた際の対応について

保護者からの相談を受けたときに、関係する他機関との信頼関係を壊すようなことは言わずに受け入れ、そのうえで速やかに当該機関に連絡をとり保護者の意見を伝えることが肝要である。

下記に中津市の井上小児科医院名誉理事長・井上登生氏（本ガイドライン検討会委員）の対応例を紹介する。

【対応例】保護者から学校の担任の対応に対する不満の訴えがあった場合
支援者：「それは先生が悪いなあ」「そんなこともしてくれんの」などというのではなく）
「先生も新学期が始まったばかりやからねえ」「1年生は何人やったかな？授業参観のときの様子などはどうやった？」（と投げかける。）
保護者：「そういえば、うちの子より動き回る子がいてバタバタでした。」
※保護者は自分の子どものことだけでなく、クラス全体の様子を客観的に振り返ることもでき、先生の状況にも気付くことができる。
支援者：「そしたらおかあさん、やはりそれだけの子どもを見るのは先生も時間かかるかもしれんねー」
※保護者にとっては毎日の生活の中で子どもの困りについては十分把握できているが、新たに担任となった先生が子どもの困りについて把握するには時間がかかることや保護者が自分の子どものことだけでなく、クラス全体の様子を客観的に振り返ることもでき、先生の状況にも気付くことができる。
※保護者の思いも受け止めながらも、先生の状況についても理解が進むように支援する。「何か気になることがあった時は、私たちにご相談ください。一緒にどうしたらよいか考えていきましょう」などと伝える。

イ. 気になる子どもや保護者へのアプローチについて

県が令和4年11月2日に開催した「第2回子どもに対する切れ目ない支援のための研修会～母子保健・児童福祉・教育等の連携に向けて～」において行った大分大学福祉健康科学部 准教授 飯田 法子氏の講演資料を抜粋して紹介する。

演題：気になる子どもや保護者へのアプローチについて

講師：大分大学福祉健康科学部 准教授 飯田 法子氏

要旨：支援においては「対象者（児）と保護者のアセスメントが重要」であるとし、「アセスメントを行った上で、支援で最も大事にすべき点や連携が可能かどうか、どのような言葉で伝えるかを考える」ことや、「対応が難しい場合には、祖父母、他職種の支援者など他の力となる人材を考える」ことが必要である。

「対象者（児）と保護者のアセスメント」の具体的な視点として、

- ① 子どもの発達の状態
- ② 母子間の愛着の状態
- ③ 保護者自身の子どもの発達状況の受け入れ（障がいの受容には様々な段階説があることを念頭におく。但し、必ずしもそのとおりに進むものではない点を理解しておく。）
- ④ 保護者自身の精神的・心理的状況（メンタルヘルス上の問題や不安など）・社会的状況（地域からの孤立など）・経済的状況（貧困など）、家族関係（シングル家庭、DVの可能性など）の側面
- ⑤ 保護者と支援者との関係（信頼関係を築けているのかどうかなど）
- ⑥ 強み・資源（ストレングス）や支援者の存在（キーパーソン）が挙げられる。

また、支援にあたっては、

- ① 担当者一人で抱え込まず、支援者で役割分担を行い、保護者と協働できるような関係者全体で支援を行うことが重要である。
- ② 保護者だけでなく、支援者も援助希求（※）ができるような関係性を作る。
※援助希求：他者に助けを求める。
- ③ 援助希求が示されていなくても問題に気づいた場合は、支援を検討する。
に留意すること。

なお、上記の視点を踏まえ、事例検討を行うなかで支援者の共通認識を図り、支援のアイデアを出し合い、よりよい支援につなげていくことが重要である。

ウ. 発達障がいのある母親の子育てに関する研究

また、前記研修会では、保護者支援の観点から、自身に自閉スペクトラム症（ASD）がある母親に関する調査研究結果についても講演していただいた。このような特性を持つ保護者を支援する際の参考にしていただきたい。

（参考）自身に自閉スペクトラム症（ASD）がある母親の育児に関する研究
（研究者：飯田 法子氏）

◎インタビュー調査において、4名の母親事例に共通していたこと

子どもについて

調査時、4名の母親（以下「母親ら」という。）の子どもたち（幼児～小学生）は全員、情緒的・発達的な問題を有しており、何等かの社会的なサポートを受けていた。

母親としての子どもへの思い

母親らは、良い母親になりたいという強い願いがあるものの、うまく行かないことで、自分を責めていた。特に乳児期は子どもが人形のように可愛くない、なぜ泣くのか、子どもの気持ちがわからず可愛くない、という気持ちが強く、子どもへの愛着障がい疑われる状況にあった。

育児環境

- ・母親らは自身の特性などから、実母との折り合いが悪く、また、他者を信用できないという愛着の課題も抱えていた。誰からも子育てを学んだり支援を受けたりすることができない過酷な状況下で、日中は一人で子育てを行っていた。
- ・保育園などを利用して分離を体験する中で子どもへの愛情が沸いていくことが実感できるように変化していった。

育児における困難さ

- ・子どもの成長とともに母親としての対応の仕方を更新していくことが困難であった。
- ・出産前後より初めての子育てに困難を強く感じていたが、それには、自身のこだわり、聴覚過敏、同時並行課題の苦手さなどの特性が影響していた。
- ・子育ては、予測できない突発的な出来事の繰り返しであるため、変化が苦手である母親らのストレスは日ごとに増し、うつ病などのメンタルヘルスの問題も抱えるようになっていた。
- ・特に離乳食への対応の困難さがメンタルを崩すきっかけであった点で一致した。

支援者との関係

- ・支援を受ける中で、予定が変更されたり、助言通りにいかなかった場合には、支援者不信に陥りやすく、安定的な二者関係を作ることが難しい状態にあった。
- ・抽象的な話は意味がわからない、具体的にいわれないと理解できないという点で共通していた。
- ・支援者との体験の共有などを通して安心感を得られたことで、徐々に苦手な変化を受け入れられるようになっていた（例：当初は子どもの保育所への入園を拒んでいたが、支援者が一緒に保育所に行き、短時間の利用を繰り返すことで安心して預けられるように変化した）。

◎支援のポイント

- ① 温もりある表情や声で受容的な態度
- ② 特性を知り苦手な点を理解
- ③ 具体的に伝えること



「様子を見て」 → 「〇〇の状態になったらまた来て」
「いつでもどうぞ」 → 「朝8時～12時まで電話対応できます」
「調子がよくなったら登園させて」 → 「熱は36度台になって」
「無理しないでね」 → 「疲れているから夕食は弁当を買ってみて」

※やんわりでは伝わらない。明確に。

エ. 情報連携の事例（子どもの様子の伝え方）

入学前に保育所等が小学校に子どもの情報を伝える際、伝え方によって、学校側の受け止めや対応が異なるため、特に特別な支援が必要な子どもについては、下記の**対応例2**のように、**状況と対応を丁寧に伝えることが必要**である。

なお、**要録への記載が困難な場合は、別途情報を補足する工夫（電話連絡や訪問など）を行う**ことで、顔の見える関係性の構築にもつながる。

（例）ときどきパニックになる子どもについて伝える場合

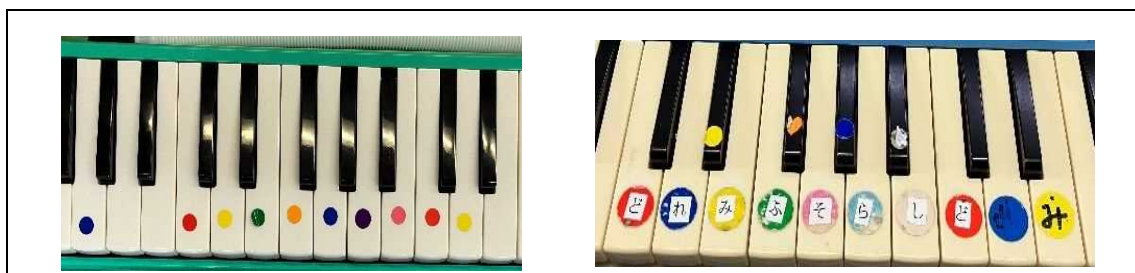
	保育所等		小学校の対応
対応例1	「ときどきパニックになるので注意が必要です」	⇒	この情報だけでは、何をどのようにすればいいのかわからず対応が遅れる。
対応例2	<p>パニックになったときの様子や対応を伝える</p> <p>【どんなふうになるか】 急に暴れる、とび出す。</p> <p>【どんなときにおこるか】 ・予定が急に変わったとき ・何をしていたかわからないとき</p> <p>【どんな対応をするとパニックを防げるか、落ち着くか】 ・予定を先に知らせておく。 ・できるだけ予定の変更をしない。 ・個別に指示をする。 ・パニックになったら、職員室でクールダウンすると落ち着く。</p>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> ・予定が視覚的にわかるようにする。 ・予定の変更があったときは、先に個別に伝える。 ・教師が話しながら、本人の反応を見る（場合によっては、個別の支援）。 ・すぐに対応できるように席を前にする。 ・パニックになったときのクールダウンの場所を本人と確認し、決める。

（参考：令和4年度幼小接続地区別合同研修会資料）

オ. 情報連携の事例（個別の配慮の伝え方）

子どもの特性に応じて、**個別具体の配慮について詳細に伝える**ことが求められる場合もある。

例えば、保育所から配慮が必要と聞いていた子どもについて、鍵盤ハーモニカにシールを貼ったが、集中できず離席しがちだったため、保育所にあらためて確認し、同じ音階に同じ色のシールを貼るようにしたところ、離席することなく集中して授業を受けられるようになった事例がある（下図参照）。



カ. 環境整備の事例

保育所等においては、下記の「声のものさし」のように、さまざまな視覚媒体を活用しているが、各施設によって媒体が異なることにより、子どもが混乱を生じることがある。**施設間で情報交換を行い、同じ図を使用するよう配慮することが望ましい**。また、校区内の保育所等と小学校等での統一も検討することが望まれる。



(6) 個人情報への配慮

関係機関同士の情報連携にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の観点から、情報のやりとりを躊躇する場合もあると思われる。

トラブルを避けるためにも、基本的には**保護者との関係性を構築し、根気強く保護者の同意を得るよう努めることが必要**である。

一方、個人情報の保護に関する法律では「**法令に基づく場合**」や「**児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき**」等においては、**同意なく個人情報を第三者に提供できると**されている。

① 第三者へ情報提供できる例及び留意事項

ア. 保育所保育指針に基づく場合

保育所保育指針第2章4(2)イでは「保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会を設け、第1章の4の(2)に示す『**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**』を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること」とされており、例えば、**発達や家庭環境が気になる支援が必要な子どもについて、就学後の学校生活に早期に馴染めるよう、保育所等職員が小学校に保育所等での様子や対応を情報提供する場合も良い**とされる。

イ. 「放課後児童クラブガイドラインについて」に基づく場合

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日付け雇児発第1019001号通達)の8. 学校との連携では、「**学校との連携を積極的に図ること**。なお、学校との情報交換にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと」について明記されており、**放課後児童クラブと小学校で子どもの様子を共有することも良い**とされる。

ウ. 児童虐待の防止等に関する法律に基づく場合

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第13条の4に基づく場合も「**法令に基づく場合**」として、情報提供してよいとされている。当該規定について、「**学校、保育所、認定こども園及び許可外保育施設等から市町村又**

は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月28日付け府子本第190号・30文科初第1618号・子発0228第3号・障発0228第3号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)においては、法令に定めがあるときであっても、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、**必要な限度で行わなければならない**ことに留意することとされている。

②個人情報の取扱いにかかる法的整理

上記を踏まえ、県が令和4年6月27日に開催した「第1回子どもに対する切れ目ない支援のための研修会～母子保健・児童福祉・教育等の連携に向けて～」における講演資料からポイントとなる部分を抜粋して、下記に整理した。

演題：関係機関との連携における個人情報の取り扱いについて

講師：大分県弁護士会 弁護士（子どもの権利委員会所属） 楠本敏行氏

- 1 本人同意がなくても、**法令に基づく場合は**、第三者へ情報提供できる。
ただし、法令の解釈にもよるので、**①目的の正当性、②必要性を常に意識**しておくべき。
ex ・保育所保育指針に基づき、発達や家庭環境が気になる支援が必要な子どもについて、就学後の学校生活に早期に馴染めるよう、保育所等職員が小学校に保育所等での様子や対応を情報提供する場合
・「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日付け雇発第1019001号通達)に基づき、放課後児童クラブと小学校で子どもの様子を共有する場合
- 2 **児童の健全育成推進に特に必要で、本人同意を得ることが困難な場合は、本人同意なく第三者へ情報提供してよい。**
ex ・児童の非行防止のための連携
・不登校や不良行為など児童生徒の問題行動について、児童相談所、学校、医療機関などの関係機関が連携して対応する際に、当該関係機関等の間で問題行動に係る児童生徒の情報を交換する場合
- 3 複数の機関が、それぞれの機関の目的に応じて情報共有することは、**各機関の設置目的等に照らして、目的の正当性、必要性を満たせば、法令に基づくものと判断してよい**と思われる。

※留意事項

- 1 **文書に残したものは、情報公開の対象になりうる**ことを意識する。
- 2 **トラブルを避けるには、文書には、具体的な事実**を書く。

(参考条文)

○個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

（第三者提供の制限）

第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

○児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）

（資料又は情報の提供）

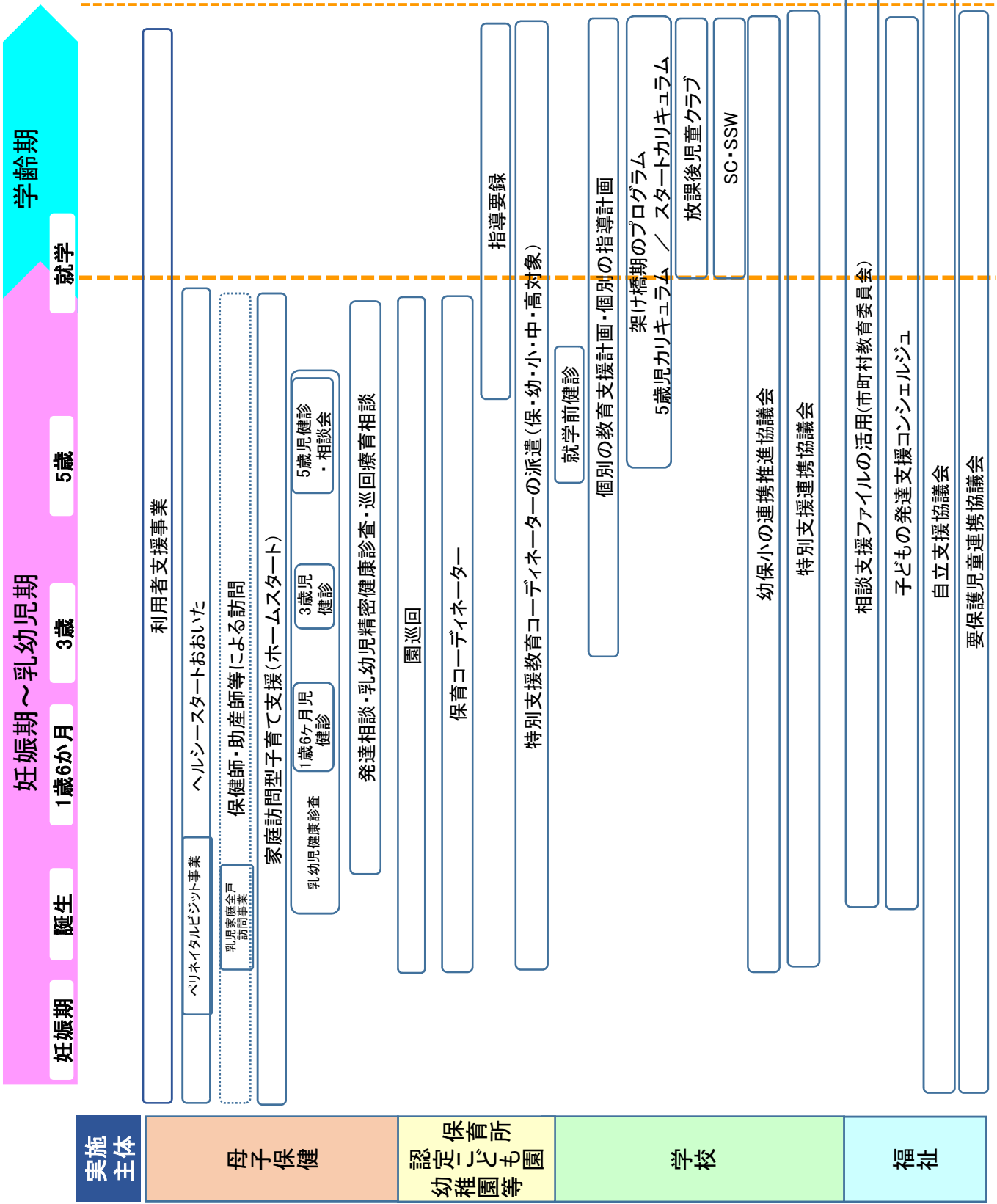
第 13 条の 4 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置す

る福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

参考資料

本参考資料における最新の情報については、目次に掲載する関係部署に確認していただくようお願いします。

切れ目ない支援に向けた母子保健・児童福祉・教育における取組



「利用者支援事業」の概要

事業の目的

- 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う

実施主体

- 市区町村とする。ただし、市区町村が認めた者への委託等を行うことができる。



地域子育て支援拠点事業と一体的に運営することで、市区町村における子育て家庭支援の機能強化を推進

3つの事業類型

基本型

- 「基本型」は、「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たったの助言・支援
→ 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域で必要な社会資源の開発等
→ 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

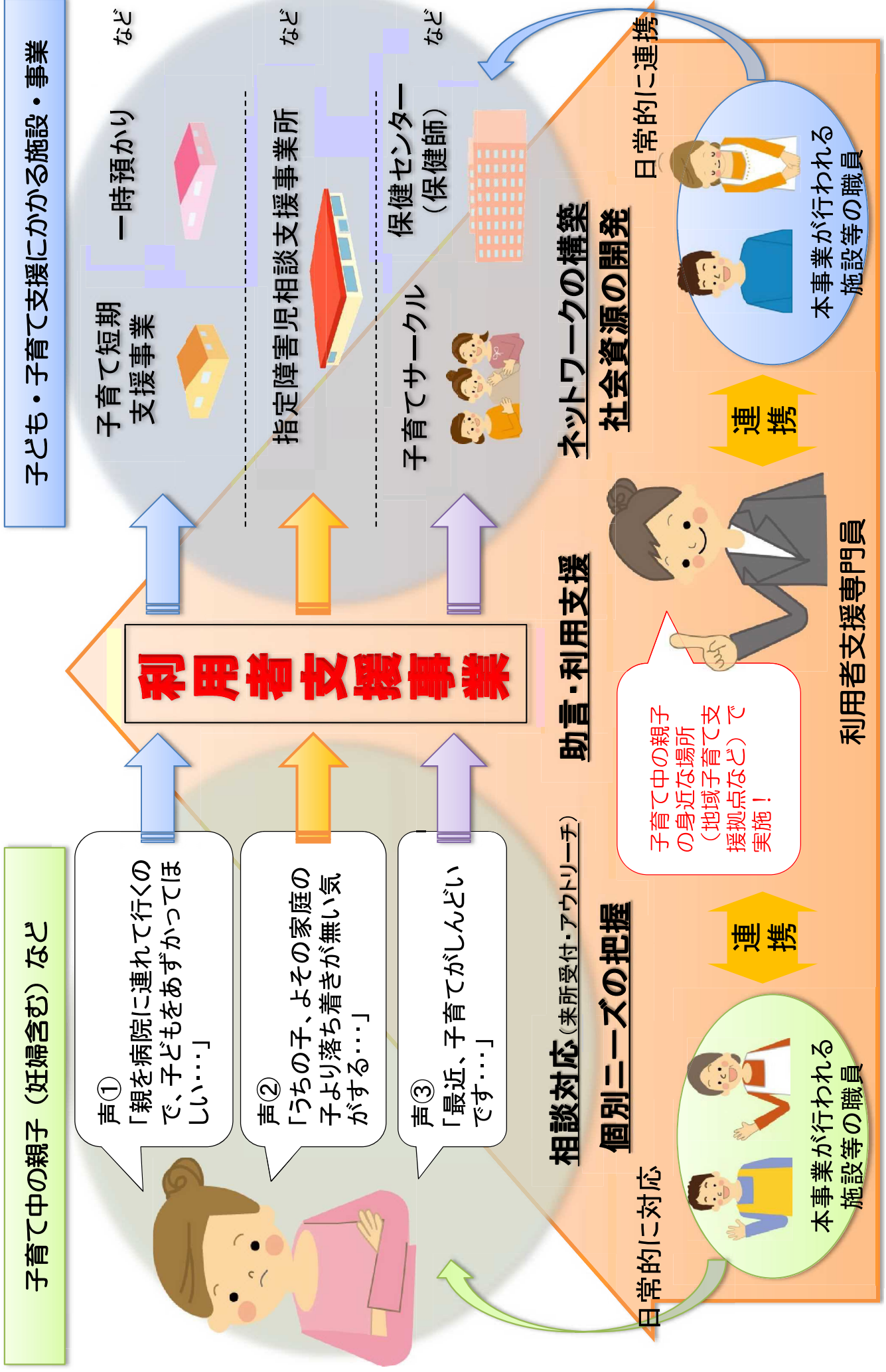
特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

- 主として市区町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う
《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

- 主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う
《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

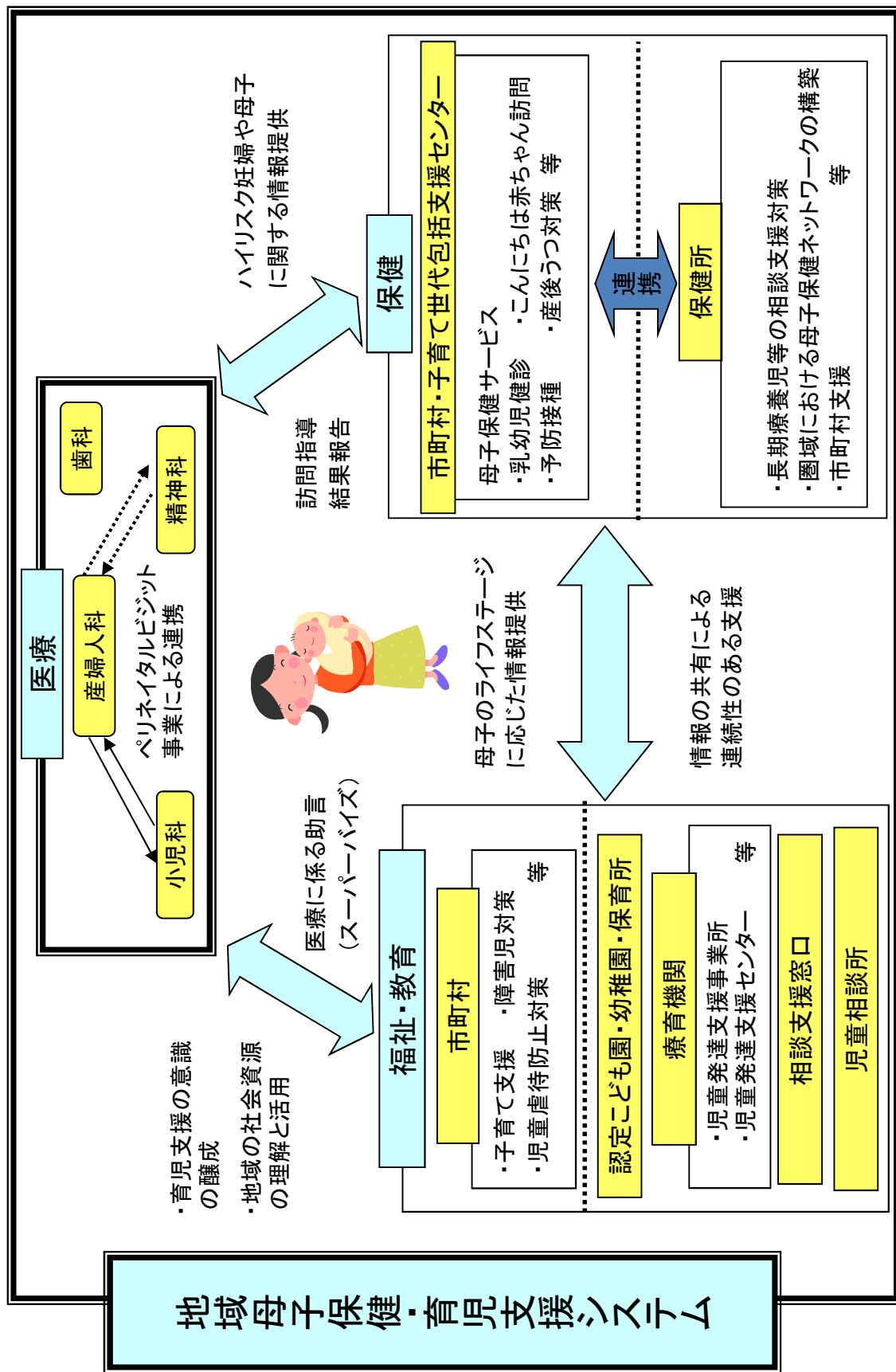
利用者支援事業の役割について



ヘルシースタートおおいた

「ヘルシースタートおおいた」がめざすもの

「ヘルシースタートおおいた」は、その名称が示すように、全ての子どもが健やかな出生を迎えられるように、妊娠期から出産後の新生児期、乳幼児期等のライフステージごとに、母子が受けられる医療や保健福祉サービス等を体系的に整理し、全ての妊婦について、母子健康手帳交付の時点から、各ステージにおいて、誰が何を「みる」(情報収集と観察)のか、支援が必要な母親を関係機関やサービスにどう「つなぐ」(情報提供と連携)のかを明らかにすることにより、医療・保健・福祉・教育の連携による「地域母子保健・育児支援システム」を構築しようというものです。



乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

1. 事業の目的

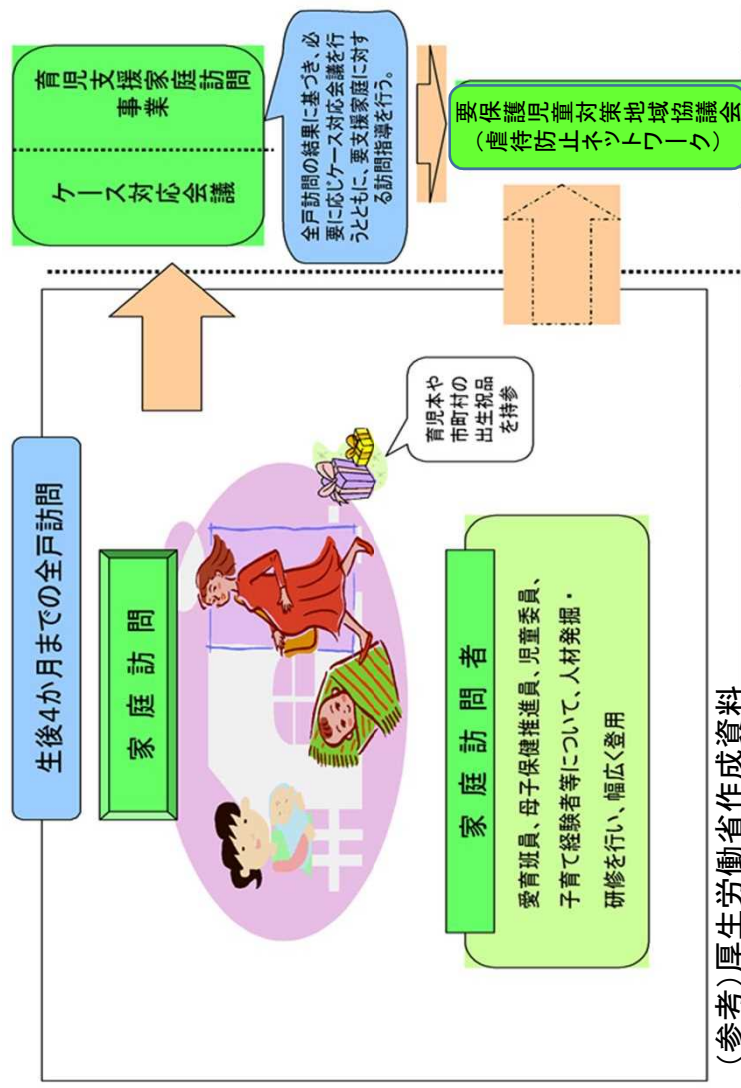
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防止、乳児の健全な育成環境の確保を図るものである。

2. 事業の内容

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。
- (2) 訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。
- (3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施主体
市町村



(参考)厚生労働省作成資料

家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」

ホームスタートとは

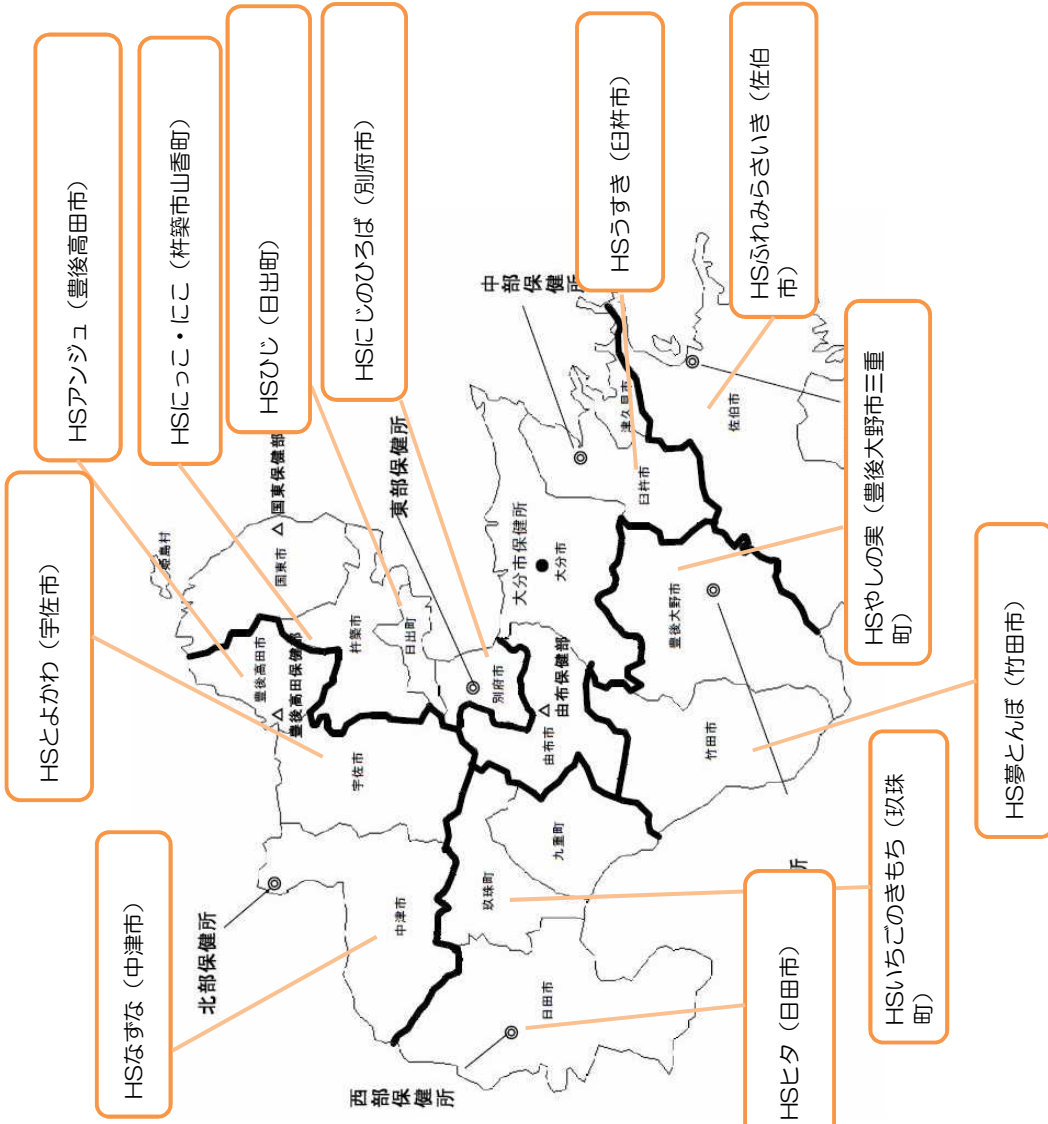
- 妊娠期から就学前のお子さんがいる家庭を研修を受けた地域の子育て経験者が訪問
- 週に1回2時間程度定期的に訪問
- 傾聴と協働を行うボランティア活動
- 利用は無料
- 県内では12市町で12団体が活動中
(別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、日出町、玖珠町)

ホームスタート利用の流れ

- 1 電話かメールで問い合わせ
- 2 調整役(オーガナイザー)が訪問
- 3 調整役(オーガナイザー)と訪問ボランティアと一緒に訪問
- 4 訪問ボランティアが1回2時間、4回程度訪問
- 5 調整役(オーガナイザー)が再び訪問し、一緒に活動内容を振り返る

令和4年度 ホームスタート (家庭訪問型子育て支援) 取組団体 (R4.10現在)

…HS実施済み団体(12か所)



社会福祉法人三重福祉会 (豊後大野市三重町)	すがおこども園、地域子育て支援拠点「やしの実ひろば」を運営。平成20年から国内でも先進的にHS事業を始める
NP0法人アンジュ・マン (豊後高田市)	豊後高田市で唯一の地域子育て支援拠点「花っこルーム」などの事業を行う。HSは平成23年12月から活動を始め、平成24年度から市の委託事業として実施
社会福祉法人愛育福祉会 (宇佐市)	豊川こども園を運営。平成24年7月から市の委託事業で地域子育て支援拠点を始め、HS事業を実施。(H24立ち上げ)
NP0法人こどもサポーターにっこ・にこ (杵築市山香町)	放課後児童クラブ「トロクロクラブ」を運営。地域の人が集まる「児童館事業」を目指す。「家になる家庭」への支援の必要性を認識。(H24立ち上げ)
日出町社会福祉協議会 (日出町)	日出町児童館を運営。児童館館長が地域の母親クラブ「カレイ」なる日出町母親クラブ「らんらん」と連携して福祉ネットワーク活動に取り組みなど積極的。(H24立ち上げ)
にじのひろば運営委員会 (別府市)	平成23年7月に地域子育て支援センター「にじのひろば」を開設。施設長は、元別府市家庭児童相談員。(H24立ち上げ)
社会福祉法人如水福祉会 (中津市)	如水保育園、地域子育て支援拠点「なすな」を運営。「ブレマブプレババスクール」に積極的に取り組む。アウトリーチの必要性を認識。(H25立ち上げ)
NPO法人夢苞 (ゆめと) (竹田市)	地域子育て支援拠点「竹田っすこやか広場」を運営。放課後児童クラブや訪問介護事業所等も実施。(H25立ち上げ)
社会福祉法人熊崎福祉会 (臼杵市)	すみれ保育園、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点を運営。ホランティニア受入れ、地域交流に積極的に取り組む。アウトリーチの必要性を認識。(H26立ち上げ)
社会福祉法人子ども未来ネット弥生 (佐伯市)	やよい保育園、にじいろこども園、地域子育て支援拠点「佐伯市弥生地域子育て支援センター」を運営。児童館や放課後児童クラブを運営。(H27立ち上げ)
社会福祉法人睡福祉会 (玖珠町)	くるみ養育園、くるみの森養育園、地域子育て支援拠点「いちごのきもち」を運営。放課後児童クラブや送迎ステーションも実施。(H27立ち上げ)
社会福祉法人法輪学園 (日田市)	日田市から、こども園るんびにいがホームスタート事業を受託実施。(H27立ち上げ)

訪問型支援と拠点型支援の連携

- (例)・乳児家庭全戸訪問時に、拠点型支援を紹介
 ・拠点型支援の中で、一定の支援が必要な家庭を訪問型支援につなぐ
 ・訪問型支援の終了した家庭を拠点型支援につなぐ等

訪問型子育て支援事業(アウトリーチ)

要保護児童対策地域協議会
 (子どもを守る地域ネットワーク)

養育支援訪問事業
 (対象:要保護家庭)

家庭相談員

訪問指導(保健師)
 (対象:要支援家庭)

ホームスタート
 (家庭訪問型子育て支援)
 (対象:気になる子育て家庭)

ハイリスク・アプローチ

レッドゾーン
 (重度の子育て困難家庭)

イエローゾーン
 (軽度の子育て困難家庭)

グレーゾーン
 (高ストレス家庭)

ホワイトゾーン
 (一般家庭)

対象家庭

拠点型子育て支援事業

(一般的支援:ポピュレーション・アプローチ)

地域子育て支援拠点
 保育所
 幼稚園
 児童館
 子育てサロン 等

乳幼児健診

ヘルシースタートおおいた
 (地域母子保健・育児支援システム)
 ペリネイタルビジット事業
 (妊娠28週～産後56日までの親子)

対象:全戸家庭

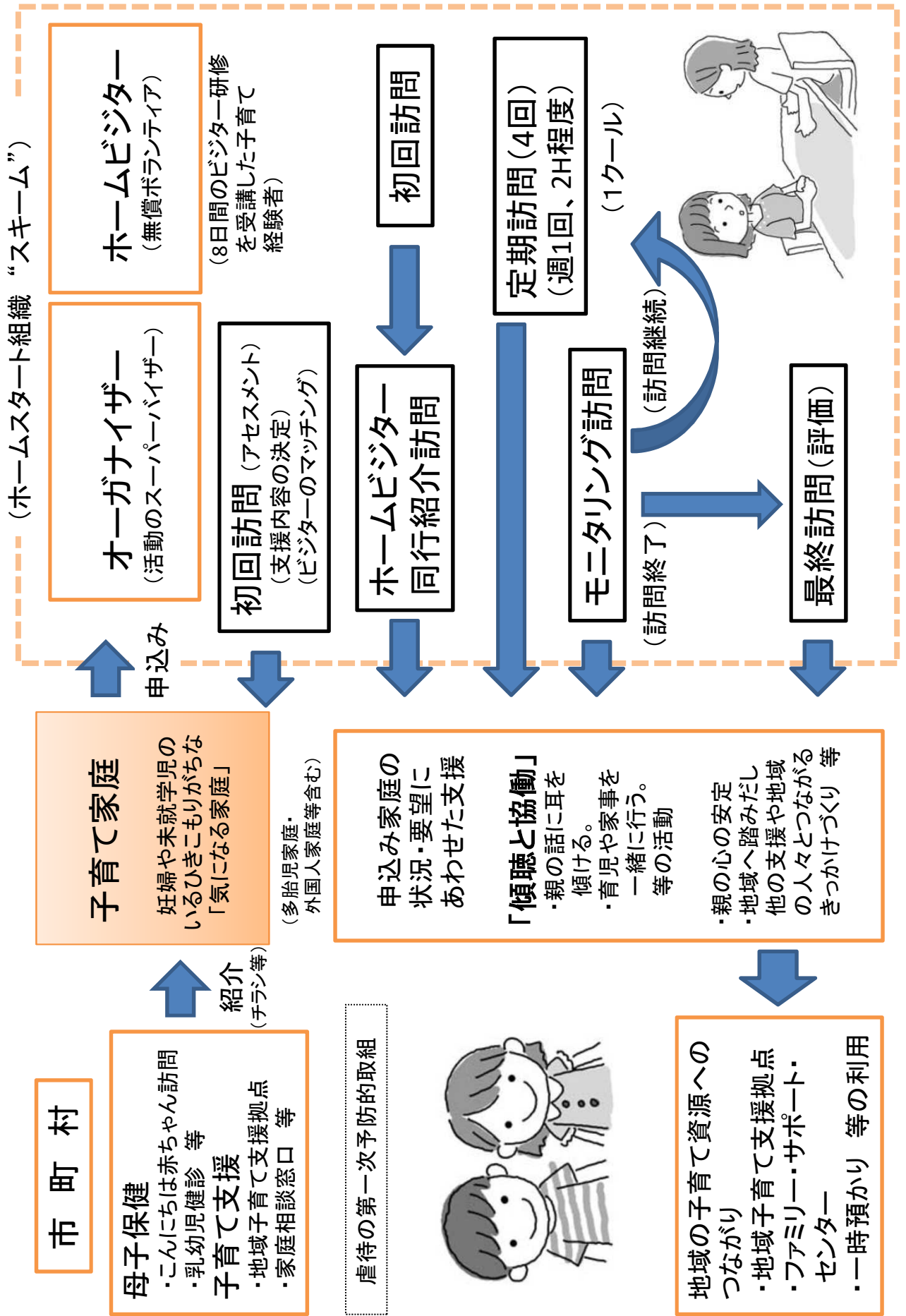
主任児童委員
 愛育班員
 母子保健推進員

乳児家庭全戸訪問事業
 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)

地域子育て支援拠点
 (一般型)

対象:全戸家庭

家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)の流れ



地域子育て支援拠点事業

令和5年度当初予算(案) 1,920億円の内数(1,800億円の内数)

(子ども・子育て支援交付金(こども家庭庁)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

1. 施策の目的

背景

- ・ 3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・ 核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・ 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・ 男性の子育てへの関わりが少ない
- ・ 児童数の減少

課題

- ・ 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・ 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・ 地域や必要な支援とつながらない

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供



2. 施策の内容

- **一般型** 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施
- **連携型** 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ② 子育て等に関する相談、援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



- 更なる展開として
 - ・ 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(一時預かり等)
 - ・ 地域に出向き、出張ひろばを開設
 - ・ 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施
- NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力を向上

3. 実施主体等

- **実施主体** 市町村(特別区を含む)
- **負担割合** 国(1/3)、都道府県(1/3)、市町村(1/3)
- **主な補助単価(令和5年度予算案)**
 - 【基本事業】一般型 8,639千円(5日型、常勤職員を配置の場合)
 - 連携型 3,192千円(5～7日型の場合)
- ※ 開設日数、勤務形態により単価が異なる

- 【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組(一時預かり等)
 - 3,302千円(一般型(5日型)で実施した場合)
 - 地域支援加算 1,553千円
 - 特別支援対応加算 1,085千円
 - 育児参加促進講習休日実施加算 412千円
- ※ この他、出張ひろば等の実施により単価が異なる

- 【開設準備経費】(1)改修費等 4,000千円
- (2)礼金及び賃借料(開設前月分) 600千円

○ 実施か所数の推移(単位:か所数)

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
7,259	7,431	7,578	7,735	7,856

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・地域の子どもとして地域の子どもで支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域へ出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施(加算)※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算) 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・研修代替職員配置(加算) 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施(加算) 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う	①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効果的に実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援(加算) 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・研修代替職員配置(加算) 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施(加算) 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)、発達相談・乳幼児精密健康診査

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

○ 根拠 (母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

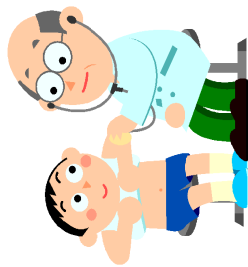
○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無



発達相談

1歳6か月健診及び3歳児健診の結果、精神発達、情緒・行動上の問題が疑われ、より精密な検査が必要な幼児を対象に、精神発達上の問題を発見し、療養上の指導を行う。

乳幼児精密健康診査

乳幼児健康診査等の結果、精密健康診査が必要と認められる乳幼児について、専門の医療機関等において精密健康診査を行い、その結果、異常が認められたときは、医学的治療へ移行し、早期に回復を図ることを目的とする。

【県の取組】発達障がい見地域支援体制整備事業（健診等への専門医派遣）

目的

5歳児は、日常生活上での基本的な習慣がほとんど自立し、自分自身でできるようになるとともに、友だち遊びや集団生活等を通じて、コミュニケーションや社会的なルールを学ぶために大切な時期でもある。経験や知識を系統的にまとめ、活用し始めるこの時期に実施する5歳児健診等へ専門医を派遣し、軽度発達障がいを発見し、円滑な就学に向けた適切な支援を実施する。

内容

市町村が3歳児健診と就学時健診の間に実施する5歳児健診等へ発達障がいの専門医を派遣し、早期発見及び保護者の受容を促し支援に繋げる。

- 委託先：（福）別府発達医療センター
- 専門医：別府発達医療センターの医師等
- 派遣先：県内13市町村
（中津市、日田市、佐伯市、津久見市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、九重町、玖珠町）
※臼杵市、豊後高田市、日出町は独自実施
- 派遣回数：年間35回

実績

平成24年度から実施しており、3歳児健診で判別の難しい注意欠陥・多動性障がい(ADHD)や広汎性発達障がい(PDD)を5歳児健診で診察してきた。(H23以前実施：中津市、日田市、津久見市、竹田市、宇佐市)
 ●専門医の診察により、保護者の障がいの受容が進みやすくなった
 ●子どもの発達や就学の悩みを相談する機会となり、保護者の不安軽減に繋がった

〈年度別実施状況の推移〉

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
市町村数	7	9	10	10	10	10	10	10	10	11
派遣回数	25	42	51	46	48	45	44	43	43	30
診察人数	74	124	166	157	158	137	136	154	126	102

【県の取組】障がい児等地域療育等支援事業

事業内容(H2～)

在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児(者)、その他療育が必要と認められる障がい児等(以下「在宅障がい児(者)」)の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育等が受けられる体制を整備する。

●対象者：大分市を除く県内の市町村に居住し、且つ障害福祉サービス、障害児通所支援

等の受給者証を所持しない在宅障がい児(者)

●委託先：障がい児(者)施設を運営する社会福祉法人

●実施内容：

①	巡回療育支援事業	療育に関する相談・指導を行う医師、看護師、OT、ST、保育士等で編成された支援チームが保健所等を巡回し、在宅障がい児や家族に対して支援を行う
②	訪問支援事業	在宅障がい児(者)の家庭等を定期的若しくは随時訪問し、在宅障がい児(者)やその家族等への支援を行う
③	外来療育等支援事業	在宅障がい児(者)及び保護者に対し、外来の方法により、療育等の支援を行う
④	施設支援事業	障害児通所支援事業所、障がい児保育を行う保育所、幼稚園等の職員に対し、在宅障がい児(者)の療育に関する技術指導を行う
⑤	拠点施設専門職員派遣事業	拠点施設が保育所、こども園、幼稚園、児童発達支援センターの要請に応じて、障がい児(者)等の療育に関する専門的知識を持った作業療法士、言語聴覚士を派遣し、保育所等での生活を通じた児童の発達の促し方、関わり方など、在宅障がい児の療育に関する専門的技術指導を行う

法人名	実施事業
(福)別府発達医療センター	①②③④⑤
(福)直心会	①②③④
(福)すぎのこ村	②③④
(福)大分県社会福祉事業団	②③④
(福)みずほ厚生センター	②③④
(福)紫雲会	②③④
(福)聖母の騎士会	①②③④

※別発を拠点施設
それ以外の事業所を支援施設という

成果

この事業により、在宅障がい児者の保護者への支援や施設における関わり方の助言等を実施した。

〈支援実績〉

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
①巡回	304	321	272	275	283	309	283	251	188
②訪問	430	490	401	351	395	278	153	282	151
③外来	2,485	2,466	2,535	2,600	2,691	2,475	2,252	1,230	1,093
④施設	265	257	218	235	208	228	60	56	49
⑤専門	2	2	2	2	2	2	2	43	39

(単位：人)

保育コーデイネーターについて



保育コーデイネーターとは

保育所、認定こども園や幼稚園において、特別な支援を必要とする子ども(発達障がい、被虐待児等)や家庭に対して、園内で中心となって支援に取り組み、必要に応じて関係機関と連携する保育士等(大分県独自の取組)

コーデイネーターが求められる背景

0～5歳児の集団保育の中で、子どもの発達のプロである保育士が勤務している保育過程における子どもの発育・発達状態の違いに気づく
 気づくことが出来ても…



違いの原因に確証が持てない、子ども・家庭への支援方法が分からない、専門機関を知らない、連携方法が分からない、保護者への報告・説明が難しい等



養成研修

H26年度より開始。現在、幼児教育センターが大分県保育連合会に委託の上、実施しており、約700名をコーデイネーターとして認定。(県内の約7割の施設に従事)

【主なカリキュラム】(7回程度、計約40時間)

【主な講師陣】土谷修(すかおこども園園長)、五十嵐猛(大分県発達障がい者支援センターイコール センター長)、松田順子(東九州短期大学名誉教授)、飯田法子(大分大学福祉健康学部准教授)、越智 芳子(別府発達医療センター児童発達支援センターひばり園園長)

■講義

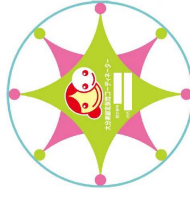
- ・コーデイネーターに求められる役割
- ・家庭支援論(家庭及び関係機関との連携)
- ・障がいの理解と気になる子どもへの対応方法
- ・相談援助技術の習得
- ・事例検討 等

■実地研修

- ・児童相談所
- ・地域子育て支援拠点
- ・支援学校
- ・児童発達支援センター

■レポート作成

- ・各講義の終わりに10分～20分の小テストを実施。
- ・第7回研修終了後に、800字～1000字以内のレポート提出(いずれも60%以上の得点で合格)



修了者には、認定証を交付

<保育コーデイネーターステッカー>

主な活動内容

■園内でのコーデイネート

- 子どもの発育・発達状態への気づき
- 支援が必要な子どもについての保育会議



■専門機関との連携

- 虐待……ケースワーカー、家庭児童相談員、児童相談所 等
- 発達障がい……児童発達支援センター、保健師、支援学校 等
- 貧困……生活保護、母子支援相談員、社会福祉協議会 等
- 孤独……子育て支援拠点、子育てサークル 等

■家庭支援

- 保護者への適切な報告・説明
- 保護者からの相談対応



■市町村との協働

- 1歳6ヶ月・3歳児健診での観察 等

保育・指導要録について

各施設種別における要録

施設	保育所	幼稚園	認定こども園
名称	保育所児童保育要録	指導要録	幼保連携型認定こども園園児指導要録
定義	保育所と小学校との連携を確保するといふ観点から、保育所から小学校に送付する子どもの育ちを支えるための資料(平成30年3月30日子保発0330第2号「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」)	幼児の学籍並びに指導の過程及びその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの(平成30年3月30日付け29文科初第1814号「幼稚園及び特別支援学校幼稚園における指導要録の改善について(通知)」)	幼児の学籍並びに指導の過程及びその結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となるもの(平成30年3月30日付け「幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園指導要録の作成等に関する留意事項等について(通知)」)
根拠	○保育所保育指針 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。	○学校教育法施行規則第24条第2項 校長は、児童等が進学した場合においてはその作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。	○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第30条第2項 園長は、園児が進学した場合においては、その作成に係る当該園児の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

記載事項

【保育所の場合】 ※私立幼稚園、認定こども園も基本は同じ

<入所に関する記録>

1. 児童の氏名、性別、生年月日及び現住所
2. 保護者の氏名及び現住所
3. 児童の保育期間(入所及び卒年月日)
4. 児童の就学先(小学校名)
5. 保育所名及び所在地
6. 施設長及び担当保育士氏名

<保育に関する記録>

1. 最終年度の重点(全体的な計画に基づき長期の見通しとして設定したもの)
2. 個人の重点(1年間を振り返って、子どもの指導について特に重視してきた点)
3. 保育の展開と子どもの育ち(各領域のねらいの視点において向上が著しいと思われるもの、就学後の指導に必要と考えられる配慮事項等、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をベースに指導の過程と育ちつつある姿 等)
4. 特に配慮すべき事項(子どもの健康の状況 等)

個人情報の取り扱いについて

- ✓ 個人情報保護法第23条第1項第1号に掲げる法令に基づく場合に該当するため、第三者提供について本人(保護者)の同意は不要
- ✓ 要録の作成にあたっては、保護者との信頼関係を基盤として、保護者の思いを踏まえつつ記載するとともに、その送付について、入所時や懇談会等を通して、保護者に周知しておくことが望ましい(平成30年3月30日「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」) ⇒ 保護者への配慮から書けない事項もある

幼保連携型認定こども園園児指導要録

幼保連携型認定こども園園児指導要録

満3歳児の記録

4歳児の記録

5歳児の記録

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

幼保連携型認定こども園園児指導要録(最終学年に関する)

氏名	性別	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
氏名	性別	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生
健康	発達を促す視点	健康	健康	健康	健康
人間関係	健康	人間関係	人間関係	人間関係	人間関係
読書	健康	読書	読書	読書	読書
表現	健康	表現	表現	表現	表現
現状	健康	現状	現状	現状	現状
出席状況	健康	出席状況	出席状況	出席状況	出席状況

氏名	性別	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
氏名	性別	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生
健康	発達を促す視点	健康	健康	健康	健康
人間関係	健康	人間関係	人間関係	人間関係	人間関係
読書	健康	読書	読書	読書	読書
表現	健康	表現	表現	表現	表現
現状	健康	現状	現状	現状	現状
出席状況	健康	出席状況	出席状況	出席状況	出席状況

氏名	性別	令和 年度	令和 年度	令和 年度	令和 年度
		(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)	(学年の重点)
氏名	性別	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生	平成 年 月 日生
健康	発達を促す視点	健康	健康	健康	健康
人間関係	健康	人間関係	人間関係	人間関係	人間関係
読書	健康	読書	読書	読書	読書
表現	健康	表現	表現	表現	表現
現状	健康	現状	現状	現状	現状
出席状況	健康	出席状況	出席状況	出席状況	出席状況

健康なと体調	自立心	協調性	進捗性・根拠意識の芽生え	社会生活での関わり	思考力の芽生え	自然との関わり・生命尊重	読書や文章などへの関心・感覚	言葉による伝え合い	豊かな感性と表現
幼児教育課程における幼児教育の中で、幼児教育として自分のやめたいことと自分のやめたいことを十分に意識し、意思をもって行動し、自ら編みで学んで生活していくようになる。	身近な環境に主体的に関わりながら、共通の目的を達成するために、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、目的ややり取りを通じて達成感を得たり、自信をもつようになる。	友達や仲間と関わりながら、共通の目的を達成するために、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、目的ややり取りを通じて達成感を得たり、自信をもつようになる。	友達や仲間と関わりながら、共通の目的を達成するために、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、目的ややり取りを通じて達成感を得たり、自信をもつようになる。	友達や仲間と関わりながら、共通の目的を達成するために、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、目的ややり取りを通じて達成感を得たり、自信をもつようになる。	友達や仲間と関わりながら、共通の目的を達成するために、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、目的ややり取りを通じて達成感を得たり、自信をもつようになる。	友達や仲間と関わりながら、共通の目的を達成するために、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、目的ややり取りを通じて達成感を得たり、自信をもつようになる。	友達や仲間と関わりながら、共通の目的を達成するために、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、目的ややり取りを通じて達成感を得たり、自信をもつようになる。	友達や仲間と関わりながら、共通の目的を達成するために、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、目的ややり取りを通じて達成感を得たり、自信をもつようになる。	友達や仲間と関わりながら、共通の目的を達成するために、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、目的ややり取りを通じて達成感を得たり、自信をもつようになる。

【満3歳未満の園児に関する記録】

令和 年度 令和 年度 令和 年度 令和 年度

出席状況

出席日数

欠席日数

出席率

出席状況

出席日数

欠席日数

出席率

出席状況

出席日数

欠席日数

出席率

出席状況

出席日数

欠席日数

出席率

学年の重点：年度当初に、教育課程に基づき長期的見通しとして設定したものを記入
 個人の重点：1年間を振り返って、当該園児の指導について特に重視してきた点を記入
 指導上参考となる事項：
 (1)次の事項について記入
 ①1年間の指導の進捗と園児の発達について以下の事項を簡潔に記入すること。

5歳児の記録

保育所児童保育要録

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

保育所児童保育要録（保育に関する記録）

本資料は、就学之際して保育所と小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学校を含む。）が子どもに関する情報を共有し、子どもの育ちを支えるための資料である。

保育の過程と子どもの育ちに関する事項		最終年度に至るまでの育ちに関する事項	
保育の過程の重点		(最終年度の重点)	
(個人の重点)			
ねらい (発達を促さる視点)			
健康	明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。 自分の体を十分に動かして、進んで運動しようとする。 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見過ごさず行動する。	健康な生活を送る。安全な生活を送る。	健康な生活を送る。安全な生活を送る。
人間関係	保育所の生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう。 身近な人と関わり、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	身近な人と関わり、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。	身近な人と関わり、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける。
態度	身近な事象に興味し、自然と好奇心が湧き、身近な事象に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動できるようになる。	身近な事象に興味し、自然と好奇心が湧き、身近な事象に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動できるようになる。	身近な事象に興味し、自然と好奇心が湧き、身近な事象に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動できるようになる。
言葉	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。
学習	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。
表現	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。
生活	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。	身近な事象や感情を話し、自然と他が話し合おうとする。身近な事象に自分から関わり、気持ちを伝えたり、考えたり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。身近な事象を見たり、考えたり、話し合おうとする。

保育所における保育は、発達及び教育を一体的に行うことをその特性とするものであり、保育所における保育全体を通じて、発達に即した内容を踏まえた保育の展開を図る。

○保育の過程と子どもの育ちに関する事項
 ＊最終年度の重点：年度当初に、全体的な計画に基づき長期的見通しとして設定したものを記入すること。
 ＊個人の重点：1年間を振り返って、子どもの発達について物に指導の過程と子どもの発達を促すこと。
 ＊保育の過程と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達を促すこと。
 ＊保育の過程と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達を促すこと。
 ＊保育の過程と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達を促すこと。
 ＊保育の過程と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達を促すこと。
 ＊保育の過程と子どもの育ち：最終年度の1年間の保育における指導の過程と子どもの発達を促すこと。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿について

健康な心と体	保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりがいを感じ、心と体を十分に動かす、見過ごさず行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
自立心	身近な事象に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行動するために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動できるようになる。
協調性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、ままを守ることが分り、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、ままを守ったり、守ったりするようになる。
社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と話し合う中で、人との様々な関わり方に気づき、相手の気持ちを考えたり、自分が役に立つ喜びを感じ、感謝の気持ちをもち、また、保育所内外の様々な事象の中で、遊びや生活に必要な習慣を取り入れ、情緒に基づき判断したり、情緒を伝え合ったり、活用したりするなど、情緒を安定させてながら活動するようになる。また、公共の施設を大切にするなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
思考力の芽生え	身近な事象に主体的に関わり、物の位置や仕組みなどを感じ取り、気づいたり、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考えたりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え調べたり、観察したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考えたりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	数や量や図形、標識や文字などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え調べたり、観察したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気づき、自ら判断したり、考えたりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
言葉による伝え合い	保育士等や友達と心を交わす中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、継続したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を痛めさせる中で、様々な題材の特色や表現の仕方などに気づき、感じたことや考えたことなどを自分で表現したり、友達同士で表現する喜びを楽しんだりし、表現する喜びを味わい、豊かになる。

保育所児童保育要録（保育に関する記録）の記入に当たっては、特に小学校における子どもの指導に生かされるよう、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を活用して子どもに育まれている資質・能力を捉え、指導の過程と育ちをつづつて記入するように留意すること。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことに留意し、項目別に子どもの育ちつつある姿を記入するのではなく、全体的・総合的に捉えて記入すること。

<校区幼保小連携推進に関わる進捗状況 段階表>

段階名	幼児教育・保育施設	小学校
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ○幼児教育・保育施設は、学校施設を見学する。 ○指導要録の抄本又は写しを学校に送付・持参する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○オープンスクール(学校公開日)等を周知する。 ○指導要録の抄本又は写しを受理する。 ○スタート・カリキュラムの編成をする。
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ○入学前に幼児教育・保育施設が、小学校に子どもの実態を伝える。 ○幼児教育・保育施設が小学校と教育・保育目標、経営方針、行事、お便り等を交換し合う。 ◎校区幼保小連携推進協議会に参加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○入学前に小学校が、幼児教育・保育施設から子どもの実態を聞く。 ○小学校が幼児教育・保育施設と教育・保育目標、経営方針、行事、お便り等を交換し合う。 ◎校区幼保小連携推進協議会を開催する。
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ○(アプローチ)カリキュラム等の編成をする。 ○小学校の呼びかけに応じ、児童との交流に参加する。(年間を通して1回は参加) ・小学校行事への参加 ・体験交流活動に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○交流を呼びかけ実施する。 ・小学校行事への招待(児童会活動等) ・体験交流活動を実施(園児を授業へ招待等)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ○連携に関する交流活動等を、年間指導計画に位置付ける。(連携に関する計画表) ○園児と児童の交流活動において、目的を共有しながら取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○連携に関する交流活動等を、年間指導計画に位置付ける。 ○児童と園児の交流活動において、目的を共有し実施する。互惠性ある交流活動を実施する。
	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員同士が、互いの保育・授業を見合う機会等をもつ。 ○参観後、意見を交換し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員同士が、互いの保育・授業を見合う機会等をもつ。 ○参観後、意見を交換し合う。
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ○協議に参加する中で「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共通認識する機会をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○協議を実施するうえで、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共通認識する機会をもつ。
	<ul style="list-style-type: none"> ○参観を通じた学びや協議から、指導(援助・支援)方法を工夫改善する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○参観を通じた学びや協議から、指導方法を工夫改善する。
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ○(アプローチ)カリキュラム等の再編成をする。(時代背景を振り返りながら) ○スタート・カリキュラムの再編成に関わる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○スタート・カリキュラムの再編成をする。 ・幼児教育・保育施設の意見を取り入れ編成する。 ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて指導を進める。

「校区への提言」のイメージ図

提言1

研修内容の充実・工夫に向けて



幼児教育・保育施設



小学校

育ちと学びの相互理解

園児

児童

交流

<視点1>

・体験活動の機会を設ける

互恵性ある活動の展開

・教育的意義
・指導方法

<視点2>

・教職員が目的を共有する

教職員

(幼稚園教諭

・保育教諭

保育士等)

教職員

保育・授業観察

<視点3>

・見合う機会を設ける等の工夫をする

見る視点の明確化

・話し合いのテーマをしぼる
(どんな力をつけたいのか)

<視点4>

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を
共有するための研修を行う

安心な小学校生活のスタートに向けて



幼児教育・保育施設

保護者の不安軽減
園児の期待を高める



小学校

幼児教育・保育施設
の保護者

就学前園児の
保護者

情報共有

小学校に児童が在
籍している保護者

教職員

- ・園児の保護者に対して
学校見学を働きかける
- ・学級懇談会を活用する



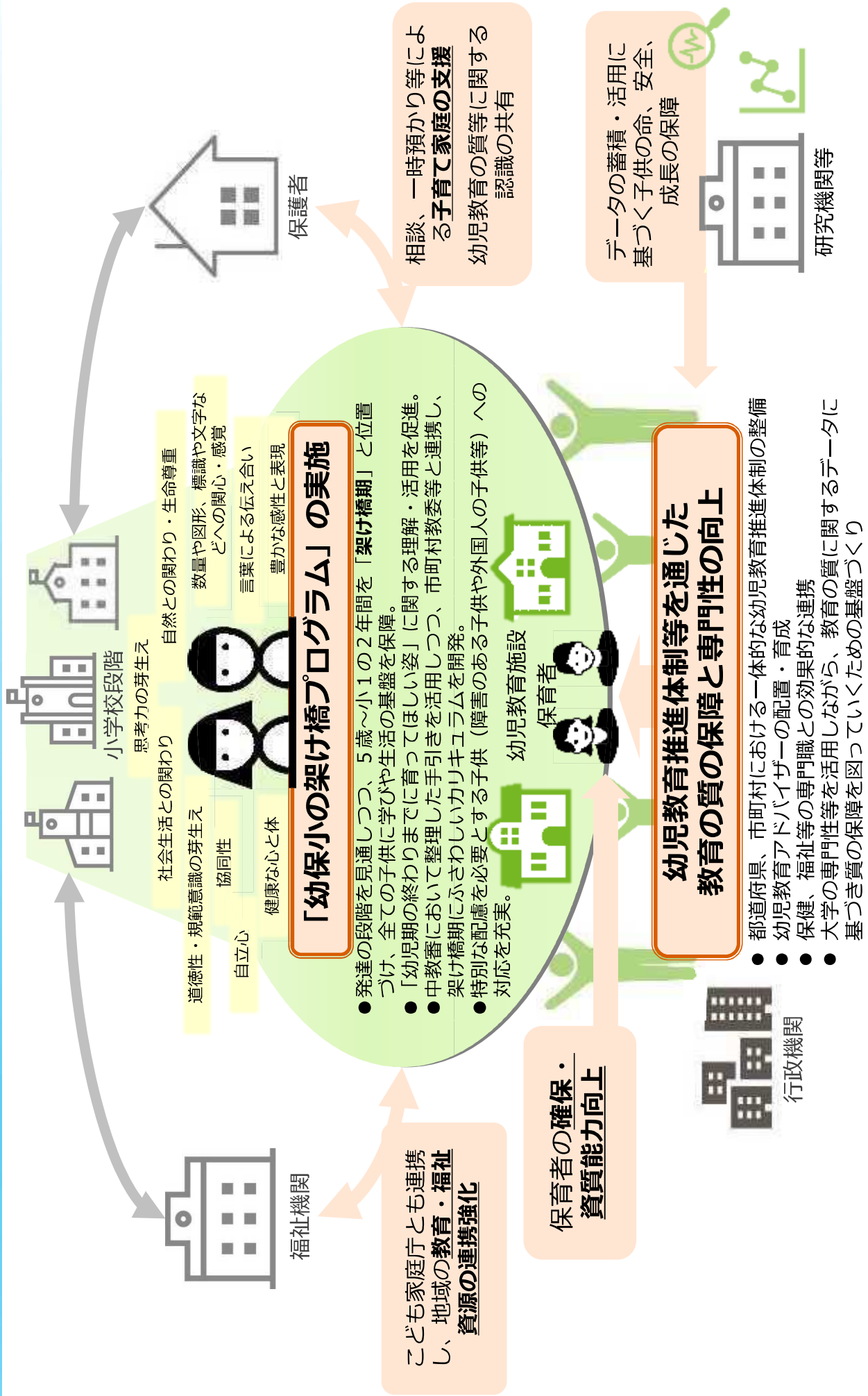
児童の保護者

教職員

- ・園児の保護者に対して
学校見学する機会を設ける
- ・情報提供等の機会の確保に努める
(入学説明会、健康診断等)

幼児教育スタートプランの実現

中央教育審議会・幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会が取りまとめた審議経過報告等を踏まえ、持続可能な社会の創り手の育成に向けた、幼児教育と「架け橋期（5歳～小1）」の教育の質を保障。



1. はじめに

- 「令和の日本型学校教育」を目指し、質の高い学びに向けた取組を推進中
- 幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、幼児教育の質的向上と小学校教育との円滑な接続を重視
- 本特別委員会では、初等中等教育分科会の審議要請を踏まえ、全ての子供に学びや生活の基盤を保障するための方策や体制整備等を審議
- 今後さらに、質の保障の仕組みを中心に検討

3. 課題

(1) 幼児教育の質に関する社会や小学校等との認識の共有

- 幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難く、小学校教育の前倒しと誤解されることがある
- 遊びを通じて学ぶ幼児期の特性の再確認、小学校・家庭・地域と共有

(2) 0～18歳まで見通した学びの連続性に配慮しつつ、幼保小の接続期の教育の質を確保するための手立ての不足

- 幼保小の接続の課題
 - ・ 園の7～9割が小学校との連携に課題意識
 - ・ 半数以上の園が行事との交流等どまり、資質・能力をつなぐカリキュラムの編成、実施が行われていない
 - ・ スタートカリキュラムとアプローチカリキュラムがバラバラに策定 など
 - 学びや生活の基盤の育成に大きな影響
- 特に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を実践にどう生かすのかなど、カリキュラムの参考になる資料が少ない

(3) 格差なく学びや生活の基盤を育む重要性と多様性への配慮

- 質の高い幼児教育が子供の望ましい発達と学びなどに結びついていくとの研究成果
- 一人一人の特性と経験を踏まえた指導が必要

(4) 教育の質を保障するために必要な体制等

- 自治体の幼児教育推進体制として、幼児教育アドバイザーの経験に拠るところが大きく、アドバイザーの質のばらつきや継続性などに課題

(5) 教育の機会が十分に確保されていない子供や家庭への支援

- 教育の機会へのアクセスが十分ではない家庭もあり、教育と福祉の垣根を越え、子供や家庭の総合的・継続的な支援が必要

2. 背景

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領と小学校学習指導要領では、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視
- 幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の向上の必要
- 新型コロナウイルス感染症による学びや生活への影響、デジタル化の対応など
- 特別な配慮を必要とする子供（障害のある子供、外国人の子供等）への対応
- 持続可能な社会の創り手の育成の重要性

4. 目指す方向性

(1) 「社会に開かれたカリキュラム」の実現に向けた質に関する認識の共有

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、「社会に開かれたカリキュラム」の観点から、小学校以降のカリキュラムと接続し、関係者と認識を共有

(2) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と各園・学校や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの実施

- 発達の段階を見通しつつ、5歳児から小学校1年生の2年間（「架け橋期」）に着目。全ての子供に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の実施
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関する理解・活用を促進
- 幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きと参考資料の初版（案）作成、全国的な架け橋プログラムの充実と、モデル地域の実践を集中的に推進
- 架け橋期のカリキュラム開発のイメージ：
 - ・ 園・小学校、教育委員会、子育て部局等によるカリキュラム開発会議を構成、手引きや参考資料の初版（案）を活用しつつ架け橋期のカリキュラムの開発、研修、教材としての環境の活用等の開発
 - ・ これを踏まえ、園・小学校で教育課程編成、指導計画作成、実施
 - 進め方のイメージ：
 - ・ 4つのフェーズ ①基盤づくり、②検討・開発、③実施・検証、④改善・発展サイクルの定着）に対応して、カリキュラム開発会議、園・小学校の取組・体制、自治体の支援体制の視点からイメージ例を提示
- 架け橋期のカリキュラムの共通の視点（例）：
 - ・ ①期待する子供像、②遊びや学びのプロセス、③園の活動／小学校の単元構成等、④指導上の配慮事項、⑤子供の交流、⑥家庭や地域との連携
- 質保障の枠組み：モデル地域を対象とした調査等、改善事項の整理、全国展開

(3) 全ての子供のウェルビーイングを保障するカリキュラムの実現

- 全ての子供のウェルビーイングを保障するため、教育課程編成等、実施、評価・改善
- 自治体の幼児教育推進体制の活用支援を強化、指導・助言内容の充実
- 組織的・計画的な研修、合同・参加研修等、ICT環境整備 など

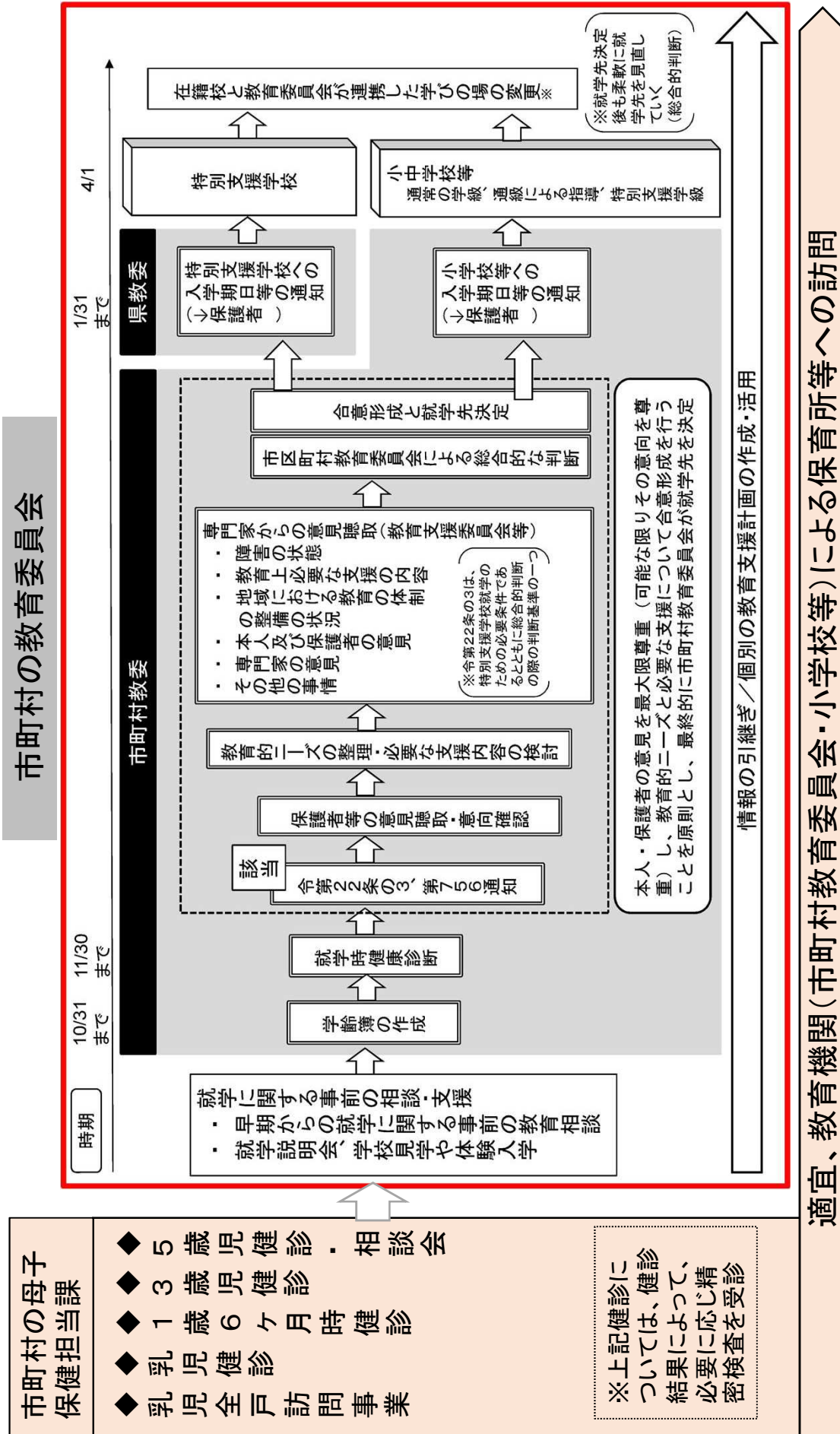
(5) 地域における園・小学校の役割の認識と関係機関との連携・協働等

- 教育・福祉等の関係機関と連携・協働、障害のある子供への教育の充実等

就学前から小学校入学までの流れ

0～4歳

6歳（就学前）



※上記健診については、健診結果によって、必要に応じ精密検査を受診

※ [] は、令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」P.374より引用

県特別支援連携協議会による幼、小・中学校、高等学校等への支援

- ・ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の様式 (H27)
- ・ 障がいのある幼児児童生徒に対する早期・継続的な支援について (H28)
- ・ 個別の指導計画推進教員の配置 (R2)

大分県特別支援連携協議会

- ・ 雇用労働政策課 雇用推進班
- ・ 障害福祉課 自立・療育支援班
- ・ こども未来課 母子保健班
- ・ こども未来課 幼児教育・保育班
- ・ 医療政策課 医務班

情報提供

提案事項

情報提供・支援

市町村特別支援教育連絡協議会 (4月、9月)

特別支援学校のセンター的機能

(巡回相談、専門家チーム相談会等)

特別支援学校特別支援教育
コーディネーター研究協議会

各市町村 教育委員会

(保育所、認定こども園、
公立幼、小・中学校等)

各市町村特別支援
連携協議会

県立高等学校 (高校教育課)

- ・ 各高等学校による意識調査の実施
- ・ 合理的配慮の提供 (H28)
- ・ 特別支援教育支援員の配置 (H30)
- ・ 通級による指導 (H30)

☆ 必要な幼児児童生徒の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成率100%を目指す。

令和3年度 特別支援教育に関する調査結果(大分県)

■通常の学級在籍者の各計画の作成率(人数)

令和3年12月1日時点

調査内容	公立幼稚園※2		公立小学校		公立中学校		公立高等学校	
	R2	R3	R2	R3	R2	R3	R2	R3
① 個別の指導計画の作成率(人数)	91.1% 184人	95.5% 170人	91.7% 3261人	97.0% 3537人	94.3% 1005人	96.8% 1288人	100.0% 86人	100.0% 120人
② 個別の教育支援計画の作成率(人数)	67.1% 98人	90.6% 77人	60.3% 334人	83.4% 397人	52.9% 129人	72.2% 135人	100.0% 86人	100.0% 123人

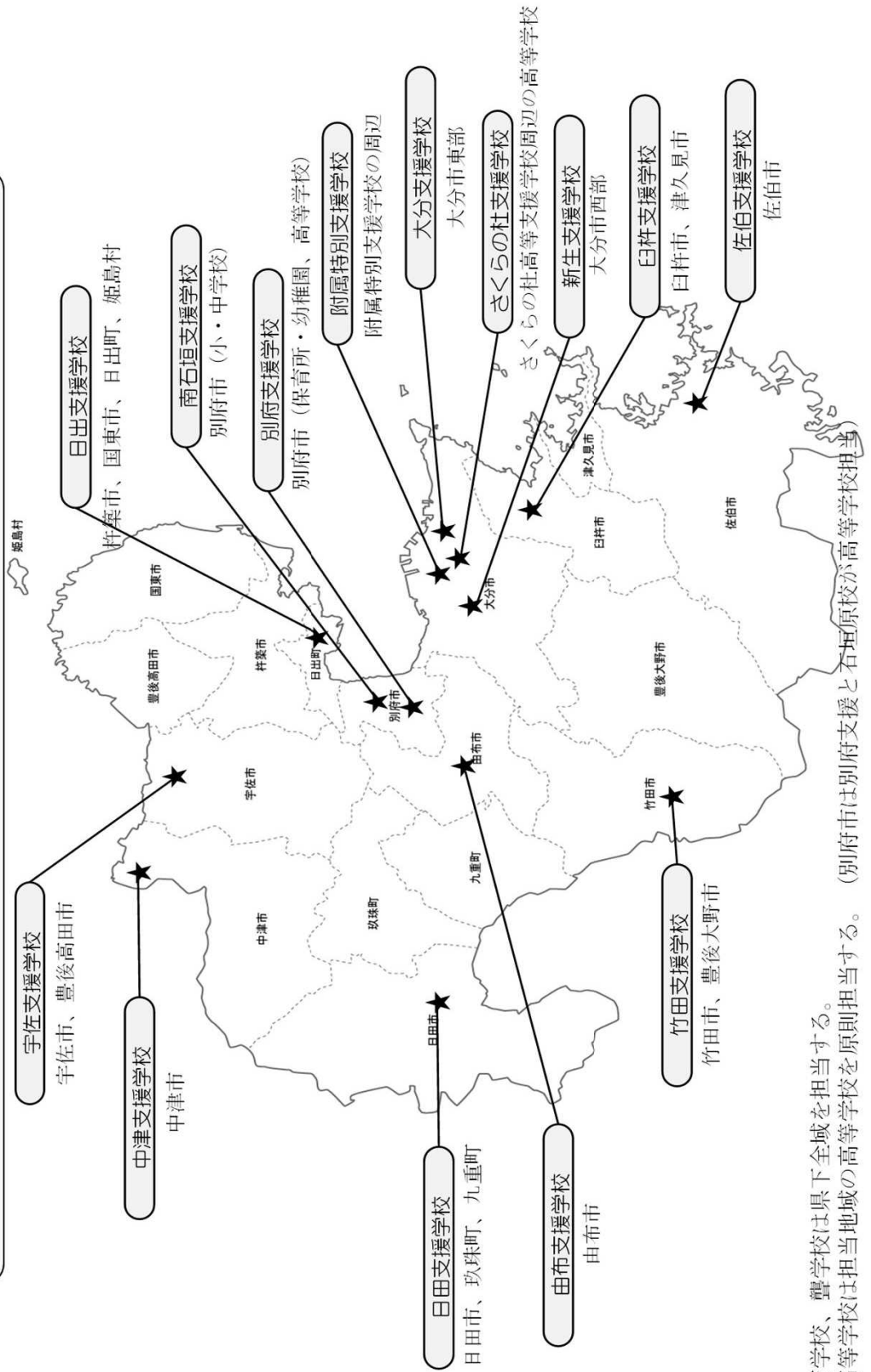
※1 令和2年度、令和3年度いずれも大分県調査

※2 幼保連携型認定こども園を含む

特別支援学校のセンター的機能による巡回相談：校内旅費対応 ～保育所、幼稚園・こども園、小・中学校（国・公・私立）、高等学校（公・私立）等～

◇相談内容：幼児児童生徒等に対する指導内容、指導方法等について

◇手続き例：①巡回相談員派遣校に日時、相談内容等について電話相談を行う。
②派遣申請（様式1）を送付する。（写しを市町村教育委員会へ送付する）



*盲学校、聾学校は県下全域を担当する。

*高等学校は担当地域の高等学校を担当する。（別府市は別府支援と石垣原校が高等学校担当）

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

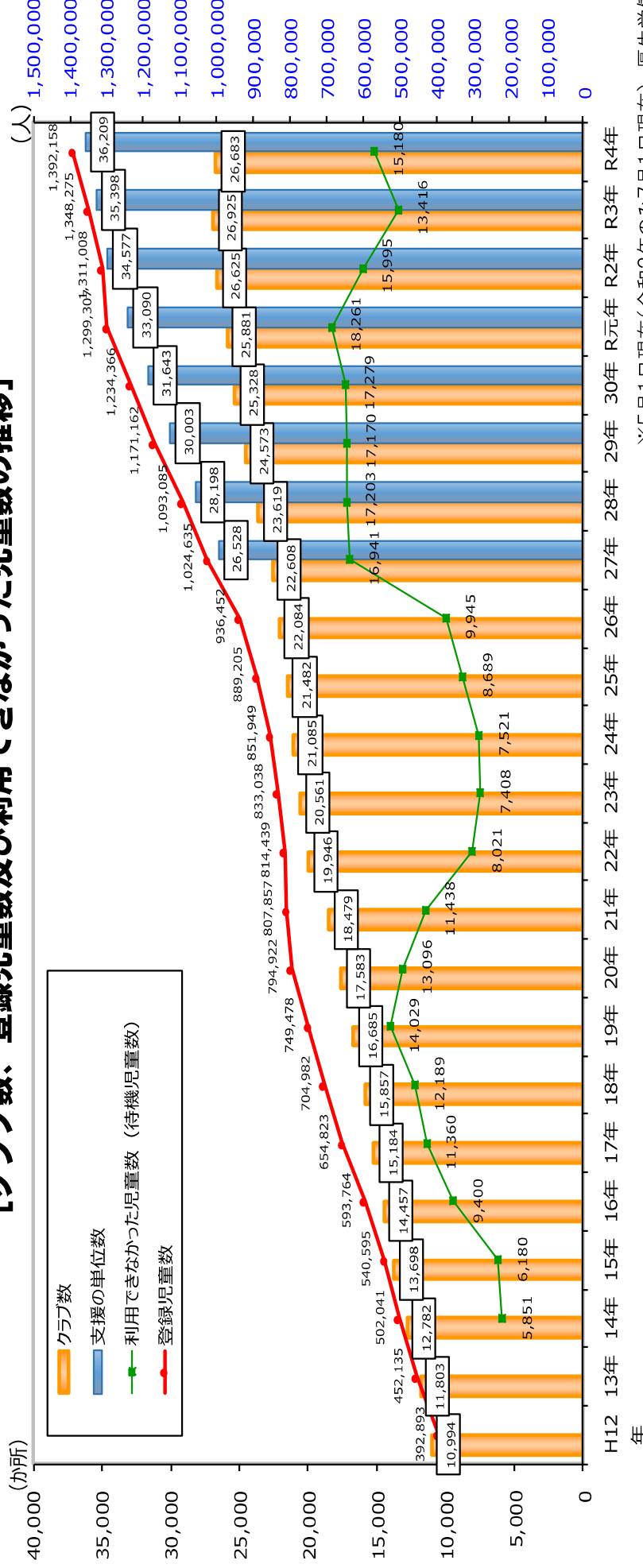
【現状】(令和4年5月現在)

- 登録児童数 1,392,158人
- 支援の単位数 36,209単位
- クラブ数 26,683か所
(参考：全国の小学校18,713校)
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 15,180人

【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2023年度末までに計約30万人分(約122万人から約152万人)**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



年

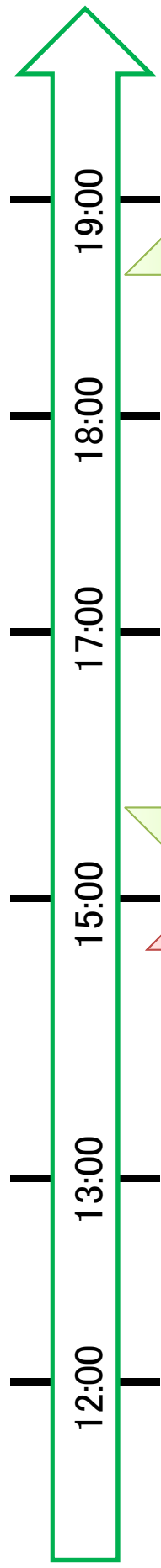
※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) 厚生労働省調査

遊び・生活を通して発達



保育園

預かり時間



学校での時間



小学校

放課後児童クラブ

- 遊びの場
- 生活の場



仕事を続けられる



放課後児童支援員とは

放課後児童支援員



- 保育士等の資格所有、2年以上の勤務経験等
(設備運営基準第10条3)
- 都道府県、指定都市及び中核市が実施する研修受講



☆ 国家資格に準ずる認定資格
☆ 全国共通

SC・SSWの業務内容等について

SCについて

(必要資格: 公認心理士・臨床心理士等)

OSCの役割

児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的な知識、経験を有し、児童生徒の問題行動等の早期発見や緊急時の対応、不安や悩みを抱える児童生徒等の相談等を受ける

〇具体的業務

- ・不安や悩みを抱える児童生徒に対する面接相談によるカウンセリング
- ・保護者に対する相談、助言、援助
- ・教職員に対する助言、援助や研修、講話
- ・学校内外におけるケース会議等における指導・助言・情報提供 等

〇活動事例

- ・ケース1

SNSのトラブルによるリストカットなどの自傷行為が見られた生徒はSCに相談し、相談回数を重ねるうちにSCに信頼を寄せようになった。その後、SCの勤務に合わせて学校に登校するようになり、高校進学につながった。

〇配置状況(全公立学校をカバー)

	配置人数	配置校数			特支	計
		小学校	中学校	高校		
R02	82	251	120	44	16	431
R03	95	250	120	44	16	430
R04	103	248	120	43	17	428

〇勤務時間等

- ・1日の勤務時間
小中学校・・・7時間
県立学校・・・4・6時間

・週当たりの勤務日数

- 小中学校・・・1日～3日
※児童生徒数により決定
- 県立学校・・・週1日

- ・小中学校は、小中連携のため中学校区単位で配置

〇OSC相談件数の推移



SSWについて

(必要資格: 社会福祉士等)

〇SSWの役割

児童生徒が置かれた様々な環境の問題(貧困、育児放棄、虐待等)に対し社会的な観点から支援を行い、福祉等の関係機関と連携・協力することで課題解決を図る

〇具体的業務

- ・児童生徒への働きかけ(個別面談、家庭訪問、関係機関から情報収集等)
- ・保護者に対する支援、相談、援助
- ・教職員に対する助言、援助や研修、講話
- ・学校内外におけるケース会議等における指導・助言・情報提供 等

〇活動事例

- ・ケース1

母子家庭で給食費の納入が滞るなど、経済的に厳しい家庭の支援として、市の税務課や福祉部局と連携し、就学支援申請のサポートや地域サポート体制の構築を働きかけ、進学支援につながった。

〇配置状況(全公立学校をカバー)

	配置人数(予算上)	配置人数		計
		市町村	県	
R02	18	65	5	70
R03	18	77	8	85
R04	18	77	8	85

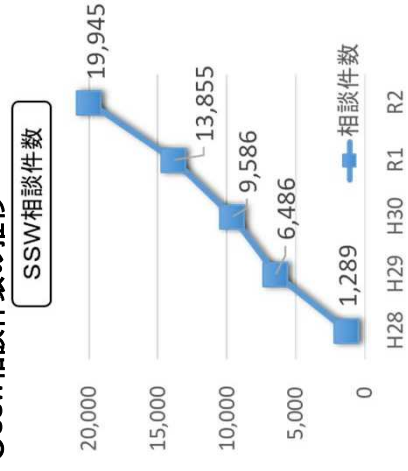
〇勤務時間等

- ・1日の勤務時間
小中学校・・・市町村教委で管理
※基本的には7時間
- 県立学校・・・7時間

・週当たりの勤務日数

- 小中学校・・・市町村教委で管理
※基本的には週2日
- 県立学校・・・週2日

〇SSW相談件数の推移



【教育委員会の取組】相談支援ファイル

相談支援ファイル

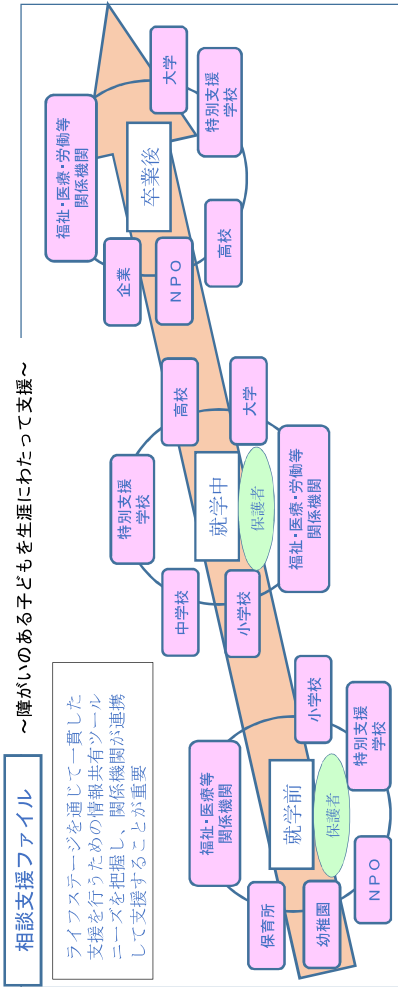
医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関が、それぞれ適切な支援を行うとともに、それらが一貫してつながった支援となるためには、保護者と必要な情報を共有することが重要。

相談支援ファイルは、共通で活用でき、連携して支援に当たることができ、子どもや保護者のニーズや発達に関する総合的な評価、各種の相談・支援の内容とそれによる効果、子どもや保護者のニーズ等を記録するもの。

- ファイルは、関係機関による情報の共有化を図ることができ、かつ、関係機関による各種相談・支援の際に円滑な情報の共有ができるようにすることを目的としている。
- 保護者が各種の相談・支援を受けられるように、相談・支援者に対して必要な情報が提供できるように、また、保護者や相談・支援者が必要な情報を記入できるようにしている。
- ファイルに記載された内容は、関係機関が適切な役割分担の下に、障がいのある子どもや保護者のニーズを把握し、関係機関の連携による乳幼児期から成人期までの一貫した支援が行われるための個別の支援計画づくりのために、重要な情報になる。
- ファイルは各市町とも教育委員会が作成・配布している。

市町村	ファイル名称	配布部数
大分市	つながりファイル	2, 828
別府市	ゆけむりん	710
中津市	あすなろ	460
日田市	ひたっ子ファイル	276
佐伯市	きずな	266
臼杵市	臼杵っこ支援ファイル	300
津久見市	津久見市相談支援ファイル	78
竹田市	ぽこ・あ・ぽこ	45
豊後高田市	もくれん	73
杵築市	支援ファイル(なごみ)	198
宇佐市	あしあとファイル	413
豊後大野市	そだちのアルバム	193
由布市	スクラム	500
国東市	かけ橋	145
姫島村		—
日出町	話・和・輪	131
九重町	ここのえ「夢」ファイル	75
玖珠町	くすまち支援ファイル	77

※配布部数はR3.4累積



【県の取組】発達障がい児地域支援体制整備事業（子どもの発達支援コンシエルの配置）

目的

発達障がいに関して、保護者等からの相談にワンストップで対応するとともに、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うため、子どもの発達支援コンシエルを各圏域に配置し、地域における相談支援及び支援機関の受入調整を行う。

内容

子どもの発達支援コンシエルを配置し、当事者とその家族からの相談対応及び児の状況に応じた支援機関との受入調整を行う。

- 委託先：児童発達支援センター及び障害児相談支援事業所を設置する社会福祉法人（右記）
- 実施内容：①相談支援：保護者や保育所、地域のかかりつけ医等からの相談対応（電話・Web等）
②支援調整：地域の支援機関の受入・対応可否の情報収集
相談に応じた支援先の検討・調整
専門医療機関での訓練等が必要な児童に関する医療連携コーディネーターとの調整
（専門医療機関の受入調整は医療コーデが実施→別府発達医療センターに委託）
医療の受診待ちの間の支援調整（保護者への助言、保育所等へ派遣事業の活用提案等）
- 資格等：社会福祉士や相談支援専門員等の資格を有し、発達障がい児への支援について相当の経験（10年以上）と知識を有する者
- 人数：各圏域1人 → 発達障がい者支援センターECCOALは大分市、別府市、由布市の対応及び全体フォローを実施

圏域	所属	センター名
東部	みのり村	プリンちゃん
中部	聖母の騎士会	めぐみ
南部	県南福祉会	つぼみ
豊肥	萌葱の郷	なかよし
西部	すぎのこ村	び〜と
北部	直心会	つくし園

業務イメージ



実績 R3

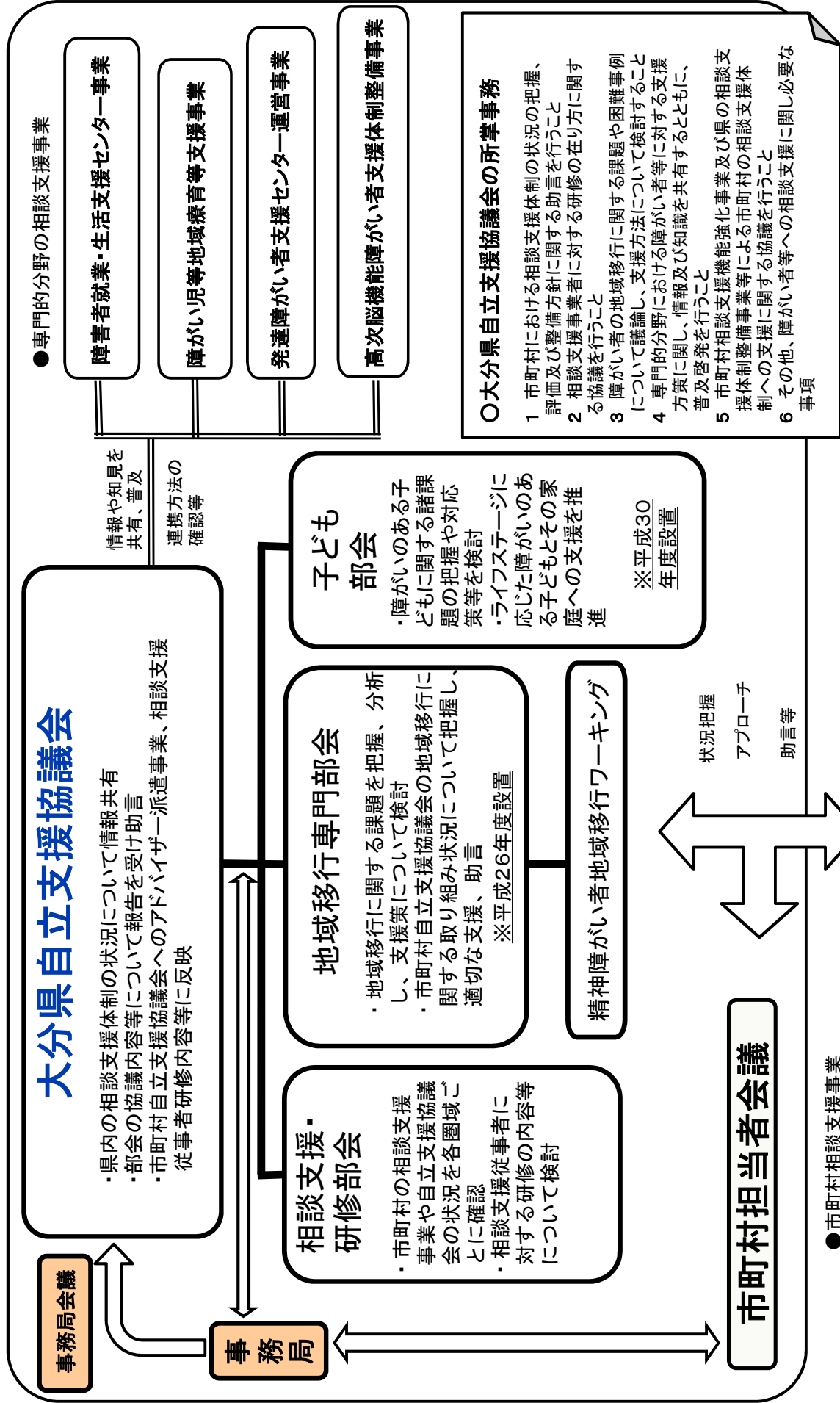
種別	延べ対応件数
相談支援	1, 155
支援調整	658
健診等参加	42
会議出席	101
計	1,956

年齢層	受支援人数
0～3歳（幼児期前期）	114
4～6歳（幼児期後期）	273
7～12歳（小学生）	235
13～15歳（中学生）	52
16～18歳	27
計	701

相談内容等

- ・ どの幼稚園に通わせたら良いかわからない。
→ 受入に理解のある幼稚園を提案し、見学を調整
- ・ 中学校で本人の特性を理解してもらえない。誰に相談したら良いかわからない。
- 困りが出た都度担任に相談するよう提案。今後も定期的に面談の機会を持つ。
- ・ 不登校気味でコミュニケーションが苦手。医療機関を受診したい。
- 受診可能な医療機関の予約状況を伝える。
- ・ 5歳児健診フォロー相談会、要保護児童対策地域協議会に出席し、支援が必要な児童や家族に関して助言 など

大分県自立支援協議会について



要保護児童対策地域協議会について

要対協の趣旨等

- **要保護児童の早期発見・適切な保護を図るために**
 - ① **関係機関**が情報や考え方を**共有**し、②適切な**連携**のもとで対応
- **要対協設置の効果**
 - ① **関係機関相互の連携**
 - ② **責任体制**を明確化(※役割分担の調整を行う機関の明確化)
 - ③ **個人情報保護(守秘義務)**の明確化
 - ④ **関係機関における情報共有**の在り方を明確化

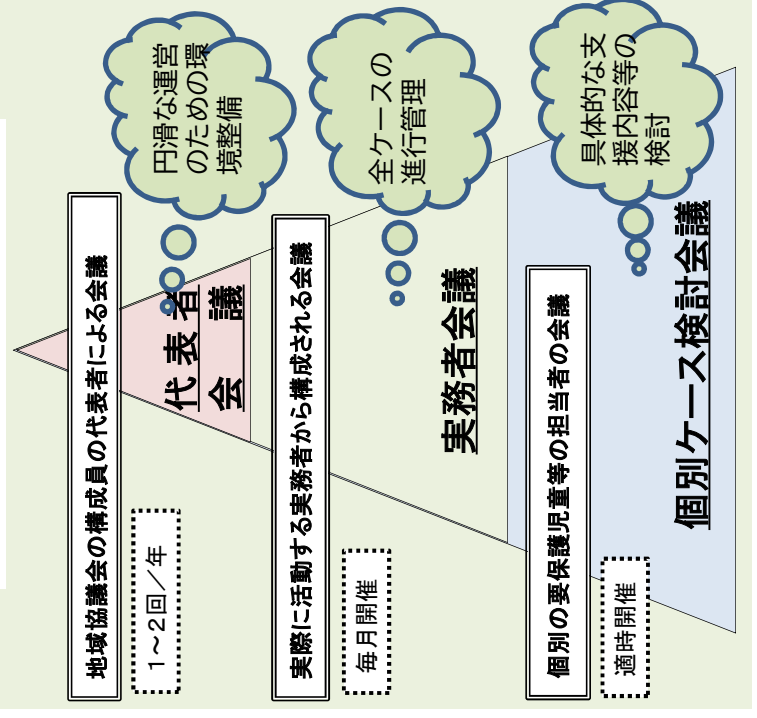
【参考】児童福祉法

- 第二十五条の二 地方公共団体は、(中略)、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない。
- 2 協議会は、(中略)必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

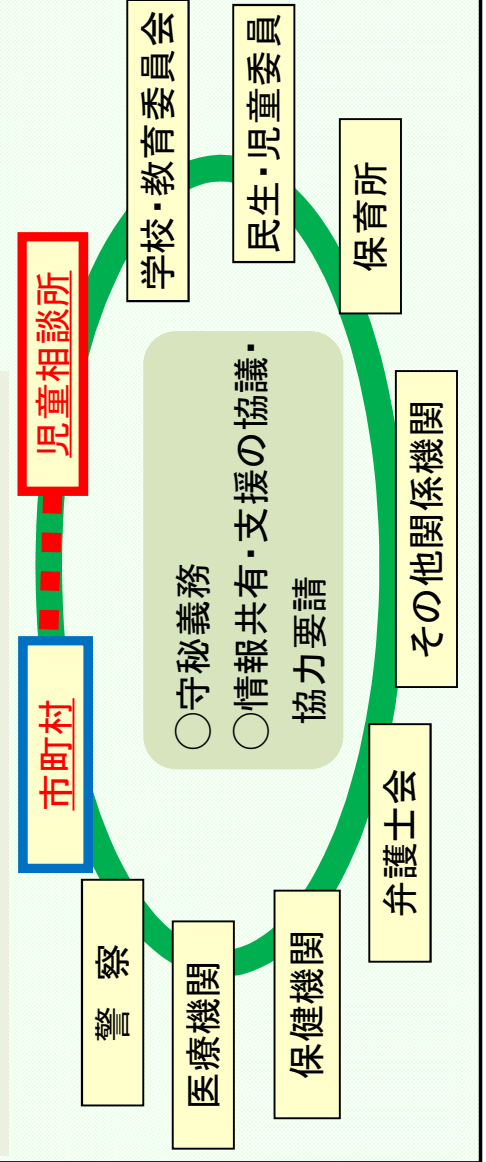
対象児童等

- **要保護児童**
保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者
- **要支援児童**
保護者の養育を支援することが特に認められる児童及びその保護者
- **特定妊婦**
出産後の養育について、出生前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

市町村要対協の構成図



市町村要対協の体制（イメージ図）



事例検討用シート

記入者名: NO.

<p>対象児のプロフィール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象児（頭文字） 児 ・性別 ・年齢 ・診断名・手帳の有無・これまでの相談歴・検査結果 ・子どもの性格・行動特徴・発達の状況、家庭環境・学校や施設・園の環境 ・これまでの支援で課題であると思われる点（園内環境、家庭環境、他機関協働の状況） 	<p>ジェノグラムとエコマップ</p>
--	---------------------

今回検討したい具体的な子どもや保護者の様子	担任・同僚・施設（学校・園）全体の対応	地域や他機関における支援状況	アセスメント	当日記載（事例検討内容） (アセスメントの意見・支援のアイディア等)
	←→	←→		

・対象児（頭文字）

児

・性別

・年齢

・診断名・手帳の有無・これまでの相談歴・検査結果

分かる範囲で記載
個人が特定されないよう配慮

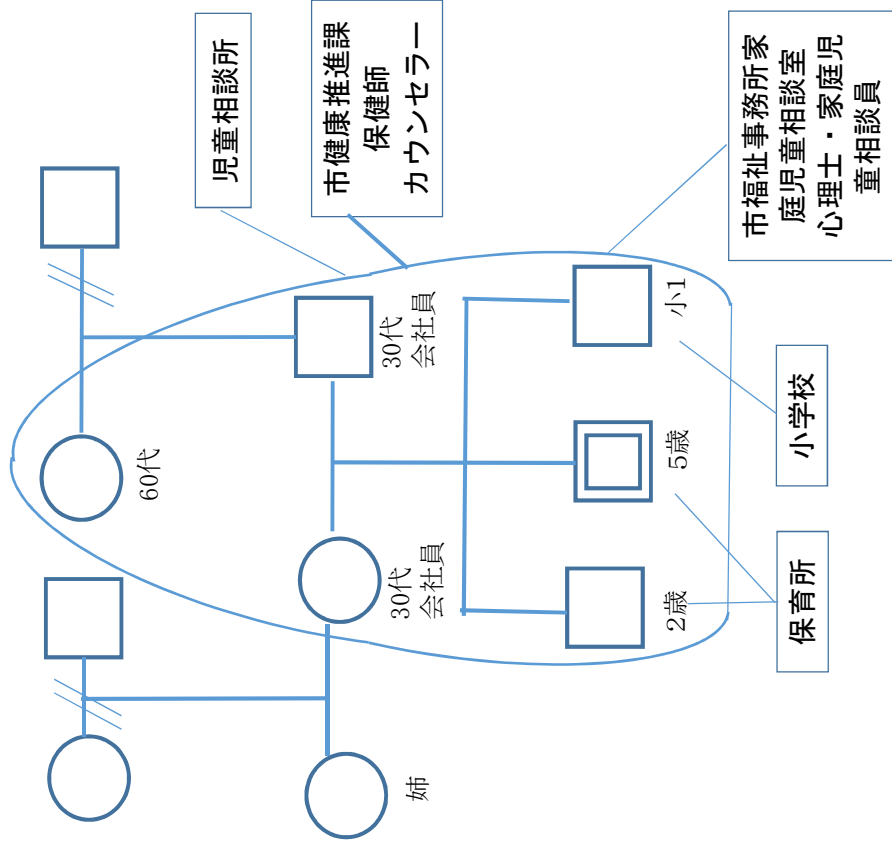
・子どもの性格・行動特徴・発達の状況、家庭環境・学校や施設・園の環境

・これまでの支援で課題であると思われる点（園内環境、家庭環境、他機関協働の状況）

対象児のプロフィール

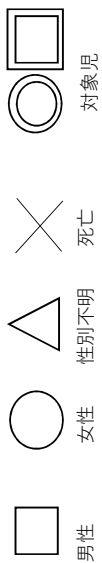
ジェノグラムとエコマップ

家系図と支援環境を端的に図で示します
(例)

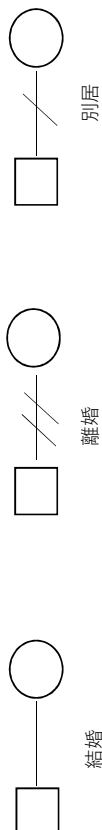


<p>今回検討したい具体的な子どもや保護者の様子</p> <p>担任・同僚・施設 (学校・園) 全体の対応</p> <p>地域や他機関 における支援状況</p>	<p>アセスメント</p>	<p>当日記載 (事例検討内容) (アセスメントの意見・支援のアイデア等)</p>
<p>具体的に検討したい、子どもや保護者の状況を記載します。</p>	<p>子どもの発達や愛着、保護者の状態、自身の支援環境などの視点を含めたアセスメントについて記載します。</p>	<p>アセスメントに加える内容や、支援のアイデアなどを当日話し合っを当日話し合っを記載します。</p>
<p>学校・施設・園内外の支援状況を記載します。 矢印 (⇔) などで関係性を表示してもよいです。 ストレングスも記載します。</p>	<p>子どもの発達や愛着、保護者の状態、自身の支援環境などの視点を含めたアセスメントについて記載します。</p>	<p>アセスメントに加える内容や、支援のアイデアなどを当日話し合っを当日話し合っを記載します。</p>
<p>学校・施設・園内外の支援状況を記載します。 矢印 (⇔) などで関係性を表示してもよいです。 ストレングスも記載します。</p>	<p>子どもの発達や愛着、保護者の状態、自身の支援環境などの視点を含めたアセスメントについて記載します。</p>	<p>アセスメントに加える内容や、支援のアイデアなどを当日話し合っを当日話し合っを記載します。</p>

ジェノグラムとエコマップの記述の例



——— 普通な関係
 - - - - - 希薄な関係
 ——— 強い関係は太く

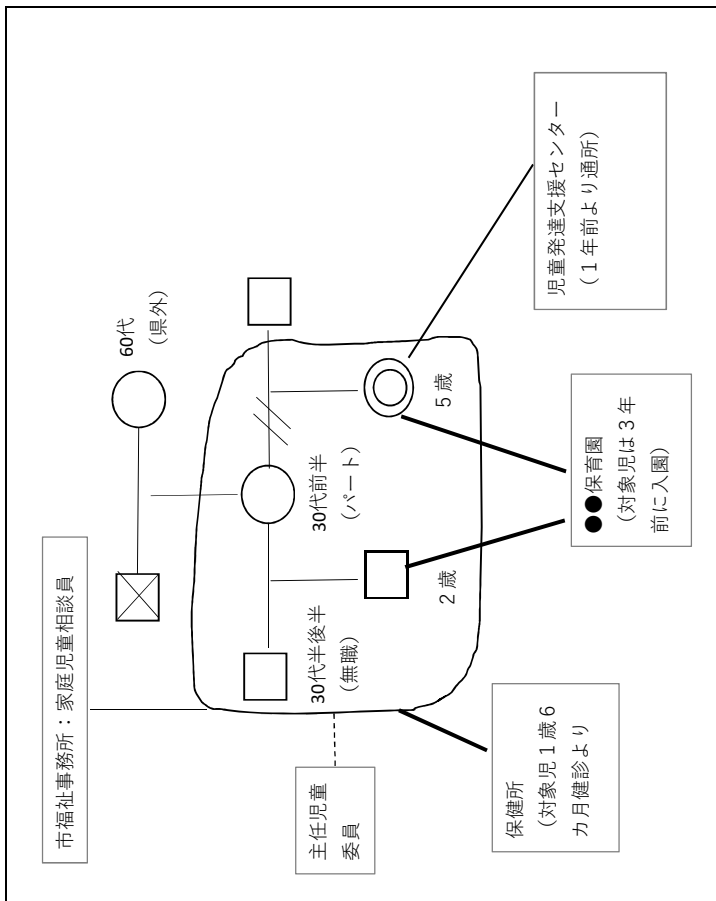


☆ジェノグラムの記載について

- ・子どもは年齢順に記す
- ・年齢や職種など重要な情報を下部に記す
- ・同居している人を線で囲む

☆エコマップの記載について

- ・相談歴や関係者の情報をわかりやすく図式化する
- ・強い関係については太く記す



就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン検討会委員名簿
(50音順)

【委員】

所属・役職	氏名	備考
大分大学学長特命補佐(福祉・地域共生社会推進担当) 福祉健康科学部 教授	相澤 仁	座長
医療法人井上小児科医院 名誉理事長	井上 登生	
NPO法人 アンジュ・ママン 施設長	小川 由美	
大分県私立幼稚園連合会 教育研究委員長 ひまわり幼稚園 園長	川原 恒太郎	
大分県保育連合会 理事・研修委員長 すみれこども園 園長	神田 寿恵	
大分療育センター 所長	清田 晃生	
大分県弁護士会 弁護士(子どもの権利委員会所属)	楠本 敏行	
社会福祉法人清浄園 児童家庭支援センター「和(やわらぎ)」センター長	古屋 康博	
大分県保育コーディネーター養成研修 運営委員会 委員長 すがおこども園 園長	土谷 修	
津久見市教育委員会 学校教育課 課長	橋本 修二	
大分療育センター 地域療育連携室 室長補佐	森 千春	

【調査員】

社会福祉法人 すぎのこ村	穴井 美希	
津久見市教育委員会 スクールソーシャルワーカー	平野 和	

就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン策定の経過

	年月日	内容
1	令和4年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ①事業概要の説明及び今後のスケジュールについて ②中津市の取組紹介 医療法人井上小児科医院 理事長 井上 登生 ③意見交換（調査員が情報収集を行う項目について等）
2	6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ①切れ目ない支援に向けた母子保健・児童福祉・教育における取組について ②現場での課題等についての議論 ③ガイドラインの内容の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・対象者 ・保護者の理解 ・個人情報
3	8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ①九州地区知的障害関係施設職員研修会分科会報告 ②調査員からの報告 ③ガイドラインの内容の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携ツール ④研修会について
4	10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ①イコールレーダーの紹介 大分県発達障がい者支援センターECOAL センター長 五十嵐 猛（オブザーバー） ②中間整理について ③調査員からの報告 ④ガイドラインの内容の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援・保護者支援 ・就学にかかる環境整備 ・各地域における体制整備
5	12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ①調査員からの報告 ②ガイドラインの内容検討 ③今後のスケジュール <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への説明 ・フォーラムの開催について
6	令和5年 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ①調査員からの報告 ②大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドラインについて ③その他

こどもに対する切れ目ない支援のための研修会

	年月日	内容
1	令和4年 6月24日	<p>「こどもを中心とした関係機関の連携について」 井上小児科医院 理事長 井上 登生</p> <p>「中津市教育委員会の取組」 中津市教育委員会学校教育課 学校指導係指導主事 野依 康孝</p> <p>「関係機関との連携における個人情報の取り扱いについて」 大分県弁護士会 弁護士（子どもの権利委員会所属） 楠本 敏行</p>
2	11月2日	<p>「気になる子どもや保護者への支援～対応のポイント・留意点等」 大分大学福祉健康科学部 准教授 飯田 法子</p>